

平成22年第3回竹原市議会定例会会議録

平成22年9月14日開会

(平成22年9月14日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
—	—	—
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	堀 川 豊 正	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	中 沖 明	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	大 田 哲 也	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 報告第6号 損害賠償額の決定について

日程第4 一般質問

午前10時00分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告いたします。

まず、監査委員より平成22年5月から平成22年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において吉田基君、鴨宮弘宜君を指名いたします。

日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間と決定いたしました。

日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告案件は1件であります。

報告第6号損害賠償額の決定について、事務局職員から報告文を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第6号損害賠償額の決定について御報告を申し上げます。

本件は、交通事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

事故の概要を申し上げますと、まず1件目につきましては、平成22年4月1日午前10時5分ごろ、竹原市中央三丁目において、市民健康課職員の運転する公用車が交差点を直進した際、交差点に進入してきた相手車両と接触し、相手車両の一部に損傷を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、車両の修理代6万6,280円を賠償することで示談が成立し、平成22年8月23日に専決処分いたしたものであります。

2件目につきましては、平成22年4月6日午後3時40分ごろ、竹原市本町四丁目において、福祉課職員の運転する公用車が交差点を直進した際、交差点に進入してきた相手車両と接触し、相手車両の一部に損傷を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、車両の修理代5万2,200円を賠償することで示談が成立し、平成22年8月23日に専決処分いたしたものであります。

平素から安全運転について注意を喚起しておりますが、なお一層の事故防止の強化に努めるよう注意したところであり、今後とも、車両運転時の事故防止については、より一層の徹底を図ってまいります。

以上のとおり、損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終結いたします。

日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の順位はお手元に配付の平成22年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、宮原忠行君の登壇を許します。

3番（宮原忠行君） それでは、市民会議として、平成22年第3回定例会議における一般質問をさせていただきます。

今議会における一般質問は、実質的に任期満了を控えた最後の一般質問であります。思い起こせば、奇跡とも言うべき4年前の初当選直後の平成18年第4回定例会議における一般質問以来、一度として質問を欠かすことなく、時代の要請や市民の思いや願いを実現するために奮闘させていただくことができました。これもひとえに先輩、同僚議員の御厚情、御協力のたまものであり、衷心より感謝申し上げる次第であります。

また、市長を初め理事者の皆様方の御理解、御協力を賜り、一定の政治的成果を得させていただきましたことにつきましても、この場をおかりして感謝申し上げますとともに、深甚なる敬意を表させていただきたいと思っております。

さて、第1番目の質問は、4年前の市議会議員選挙の一丁目一番地の公約として掲げさせていただきました、電発1号機の設備更新にかかわる問題、すなわち新1号機建設にかかわる問題であります。

この問題に関しましては、私は竹原市存続・発展のための財政基盤の確立のために、電発1号機の設備更新促進による大型税財源の確保と、中四国フェリーの民営化による売却益、財源の確保の必要性を説き、元県議会議員からも高い評価をいただき、励まされてきたところであります。

中四国フェリーの民間売却につきましては、政治的テロとも言うべき高速道路1,000円政策により頓挫しましたが、組合廃止による交付金5億円余による財源補てんを実現し、また、小坂議長等による熱心な陳情攻勢によりまして、電発新1号機も建設に向けたスケジュールが具体的に動き始めました。まことに感無量の思いであります。

そこで、市長にお伺いしたいのは、新1号機建設に向けた竹原市の協力体制の早期整備についてであります。新1号機建設も、協働のまちづくりという基本的な視点を欠いてはなりません。ジェイパワー、地元自治会、商工会議所、市商連を初めとする経済、商業団体、行政、議会等々による協働作業としての新1号機建設に向けた体制構築が急がれると思っておりますが、この点について市長はどのようにお考えになっておられるのか、簡潔明瞭にお答え願いたいと思っております。

また、かねてより主張しているように、政治は妥協の芸術であります。円滑な事業実施のためには、錯綜する利害を調整する地域経営者としての市長の決意なり、覚悟のほどが

問われる局面も多々あることが当然に予測されるところであります。利害調整による円滑な事業実施に向けた市長の決意なり、覚悟のほどをお伺いさせていただきたいと思えます。

次に、電発新1号機建設が竹原市経済に与える波及効果をどの程度見込まれているのか、概算で構いませんので、お答え願いたいと思えます。

また、電源立地交付金、大規模償却資産等、竹原市財政への貢献度をどの程度見込まれているのかということについても、概算をお示し願いたいと思えます。

さらに、電発3号機建設による税財源の使途について、どのような反省なり考えをお持ちになっておられるのか、お示し願いたいと思えます。

また、今後見込まれる歳入増を再び箱物へ投入されるのか否か、忌憚のない御意見を伺いさせていただきたいと思えます。

3番目の質問は、予算額15億1,621万5,000円もの巨費を投じて整備される地域情報基盤整備事業の共架架設工事等々の進捗状況と年度内完成への見込み並びに事業受け皿会社としてのたけはらケーブルテレビの経営状況と視聴者の加入申し込み状況についてであります。

道の駅をめぐる数次の方向転換と迷走は、市民の間においてひんしゅくを買うと同時に、予測される結果に対する政治・行政上の責任を問う声が高まっていることは、さきの臨時会における審議状況が如実に物語っているところであります。と同時に、道の駅の開設効果が、政治的プロパガンダに利用されてきたがゆえに、さまざまな揣摩憶測がちまたに飛び交い、行政決定に少なからぬ悪影響を及ぼし、結果として、だれもが望まぬ結論に逢着し、市民の最大多数の満足ではなく、最大多数の不満足をもたらしたことは、今日段階だれも否定することはできないものと確信しているところであります。

予算額15億1,621万5,000円もの巨費を投じて整備される地域情報基盤整備事業についても、以前からさまざまな揣摩憶測が飛び交い、まるで百鬼夜行の状況を呈していると言っても決して過言ではない状況にあります。

道の駅の迷走劇を再び繰り返し、交付金の返還と一般財源の際限のない投入等々による財政圧迫と、それに伴う市民サービスのさらなる低下と、商工業者を初めとする市民の絶望的とも言うべき閉塞感をさらに深刻化させないためにも、共架架設工事の進捗状況と事業の年度内完成見込みをお示し願いたいと思えます。

また、事業が年度内に完遂しない場合においては、いかなるペナルティーが科されるこ

とになるのか、明確にお示し願いたいと思います。

さらに、事業会社であるたけはらケーブルテレビの出資者が、出資の引き揚げに伴う出資金の返還を求めていること等が巷間さも真実であるかのように喧伝され、市民の間に事業竣工に関する不透明感なり、不信感が醸成されているところでもありますので、そうした市民の不安感を一掃するためにも、把握されている経営の実態なり、出資金返還の有無等に関する事実の公表を求めたいと思います。

また、共聴組合等におかれては、負担金の徴収等が既に行われている地域もあるようにお聞きしているところであります。こうしたことを前提にすれば、加入状況は事業成否のかぎであるとともに、関係者注視の的であります。現在の加入状況等について、具体的な数値をお示し願いたいと思います。

4番目の質問は、平成22年度予算の執行状況と、今次災害対策補正予算の年度内遂行率の見通しについてであります。

昨年度は、一昨年度に引き続いて数次の大規模な緊急経済対策としての補正予算が組まれたこともあり、件数、金額とも未曾有とも言うべき繰越明許が決議されたことは、記憶に新しいところであります。

昨今の経済状況は、ヨーロッパの金融危機とアメリカ経済の失速感並びに景気対策の終了による需要不足と急激な円高による輸出力の低下に伴う国内経済の失速が危惧されるという深刻な状況にあります。

今議会において賛否が決定される住宅リフォーム制度の創設に関する請願にもあるように、竹原市経済は深刻な閉塞感に覆われており、決議された予算の完全執行は、事業者、商業者を問わず注視されているところであります。予算の完全執行こそ竹原市行政の最大の地域経済対策であるとの認識、自覚を持たれて予算執行に当たるべきであると思います。市長の御所見、決意のほどをお伺いさせていただきたいと思います。

最後に、国債発行残高900兆円とも言われている借金国家日本という現実に立脚して、菅直人内閣は平成23年度予算の概算要求について、各省庁一律の10%削減のシーリングを設けました。前原国土交通大臣は、公共工事の10%削減方針に反対の立場を表明していますが、社会保障費等が除かれるとするならば、やはり公共工事予算の減額は避けて通れないのではないかと危惧の念を抱くのは私一人ではないと思います。

竹原市におきましては、下水道工事計画の前倒し実施に向けた事業認可等々の手続を既に進められているやに聞き及んでいます。また、新開土地区画整理事業も成否のかぎを握

ると言われている進捗率70%を既に超え、竣工に向けたタイムスケジュールが煮詰まっている大事な時期であります。さらには、忠海中央線についても、予算の箇所づけが大いに期待されていることは論をまちません。

こうした竹原市のビッグプロジェクトについて、マイナス10%のシーリング予算が編成されたときには、深刻な影響を受けざるを得ないでありましょうし、依然として竹原市経済の主要な位置を占めている土木建設業に与える悪影響も、決して無視することはできないはずであります。こうした点について市長はどのように認識され、対応されようとしているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

以上でもって、壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（小坂智徳君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

電源開発株式会社による竹原火力発電所の設備更新につきましては、これまでさまざまな観点から要望を行ってきたところではありますが、昨年5月には、小坂議長、山本商工会議所会頭とともに電源開発株式会社の本社に出向きまして、本市の実情を御説明するとともに、設備更新計画の推進を強く要望したところでもあります。

このたび電源開発株式会社から竹原火力発電所の1号機及び2号機について、2020年を目途に新1号機に設備更新することを計画し、環境影響評価の実施に向けた準備を開始することが発表されました。この計画の実施により、地球温暖化問題等に対応した環境負荷の低減と、エネルギー利用効率の向上が図られるとともに、地域活性化への大きな波及効果が期待できることから、地元竹原市として大いに歓迎すべきことでもあります。

今後、この計画が順調に推進されることを願うとともに、市としても円滑に事業が進められるよう、地元経済界や議会、地元自治会の皆様と連携しながら、必要な支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

設備更新による本市経済への波及効果や市財政への影響についてであります。まず、大規模償却資産につきましては多額の税収増が期待される所であり、現時点において設備投資の詳細が明らかにされていないため、課税対象を把握し、税額を算定することは困難であります。普通交付税の算定における基準財政収入額に算入されることを考慮すると、税収のおおむね4分の1相当額が歳入増として見込めるものと考えております。

一方、竹原火力発電所3号機整備時において交付された電源立地交付金につきましては、現行制度では、火力発電所の整備においては沖縄地域の整備のみが交付金の対象とさ

れており、今回の竹原火力発電所の設備更新については、残念ながら対象外とされております。

このたびの整備更新によって、設備投資による税収増に加え、市内事業者の受注拡大のほか、工事期間中において多数の工事関係者が本市に滞在することなどにより、市内の消費拡大が見込まれるなど、設備更新が本市経済に対し、よい影響を与えてくれるものと期待しているところであります。

このように、設備更新による本市の歳入面及び経済波及については、大変明るい材料がありますが、地方財政制度の先行きは不透明であり、社会保障関係経費や老朽化が進む公共施設に対応する経費など、歳出の増加が見込まれる中、本市においては厳しい財政運営が予想されます。

このような背景において、本市としては今後も国、県の動向や社会経済情勢を注視するとともに、このたびの設備更新により予測される歳入の増を含め、限られた財源を有効に活用し、市民の皆様の暮らしの質の向上に向けた施策の充実や、本市の魅力を生かした交流人口の拡大から定住へとつながる施策の推進を図り、「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、昭和58年の3号機建設当時の歳入増により、本市は公民館や集会所施設の整備のほか、学校等への夜間照明施設の整備などの事業を推進したところでありますが、これらはいずれも市民福祉の向上に必要と判断し設置されたものと認識しており、市民活動において有効活用されているものと考えております。

次に、地域情報通信基盤整備事業についての御質問であります。本事業につきましては、本年8月の第4回市議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決をいただいたところであります。

今回の基盤整備事業については、国からの交付金事業であることから、本年度末には当該事業に対する実績報告が求められるものであり、当然、工期内に事業を完了することが大前提であり、現在、事業者とともに工期内完了に向け、関係事務に鋭意取り組んでいるところであります。

なお、工期内に事業が完了しない場合は、その時点までで完了しているところまでのしか交付金及び起債の対象とならないため、実績のない部分の交付金及び起債については返還しなければならないこととなりますが、そのような事態にならないよう、関係機関との報告、連絡、調整を十分図り、事業の進行管理に努めております。

また、電柱の共架につきましては、現在、関係事業者であります中国電力株式会社、N T T西日本株式会社などに対し、幹線部分の申請を行っているところであり、許可後に工事が速やかに行われるよう、本事業関係者により工期内完了に向けた進捗管理を図っているところでもあります。

次に、加入状況等につきましては、特に加入率において、事業運営のかなめであり、大きな影響を及ぼすことから、加入促進の取り組みを進め、運営事業者である株式会社たけはらケーブルネットワークにより、随時加入申し込みを受け付けているところでもあります。

株式会社たけはらケーブルネットワークにおいては人員を増員し、体制の強化がなされており、専用の営業車両を活用した広報・宣伝活動、市内企業、各種団体等への営業活動により、加入促進を行い、鋭意事業推進に努めている中、8月16日から9月2日までの間、市内公民館を中心に開催したケーブルテレビ住民説明会における加入呼びかけなどにより、加入を希望される方から、随時たけはらケーブルネットワークへ加入申し込みがなされ、また、各種団体等において加入申込書の取りまとめをされているなど、積極的に加入促進が図られているものと認識いたしております。

なお、具体的な加入状況につきましては、各種団体等の取りまとめなど、一定に整理された段階において報告させていただきたいと考えておりますが、今後も運営事業者とともに、地域での説明会、あるいは出前講座などの開催による事業説明及び加入促進に向けた取り組みを継続していくこととしており、また、市内部においても職員への事業説明及び加入促進に当たっての庁内説明会を開催し、職員自身はもとより、家族、親戚、友人、知人などの加入に積極的に取り組み、加入率のさらなる向上が図られるよう努めているところでもあります。今後とも、本事業の工期内完了に向け、関係者が一丸となって事業推進に鋭意取り組みを進めてまいります。

次に、4点目の御質問についてであります。平成22年度予算の執行状況として、現時点での予算に対する執行率は、一般会計においては3割程度となっております。現在実施中の事業につきましては、完了後順次支払いを行っていくため、決算時には例年程度の執行率となる見込みであります。

また、前年度から繰り越しを行っております小中学校耐震化事業や、地域情報通信基盤整備事業などの大規模投資的業務につきましては、事業に着手をしており、年度内での完成を見込んでおります。あわせて、地域活性化交付金事業及びさきの大雨災害における災

害復旧事業につきましても順次発注を進めており、早期の完了に向け、取り組んでまいります。

本市の経済雇用情勢は、有効求人倍率が依然低調に推移しているなど、厳しい状況が続いていると認識しております。こうした中、市内経済の活性化や消費拡大を図るため、予算計上している経済対策事業を着実に実施するとともに、事業効果が早期にあらわれるよう取り組んでまいります。

次に、5点目の御質問についてであります。本年7月27日に「平成23年度予算の概算要求組み替え基準について ～総予算の組み替えで元気な日本を復活させる～」が閣議決定され、先月末を期限として、各中央省庁により平成23年度概算要求が行われたところであります。

この組み替え基準を踏まえ、国土交通省の平成23年度概算要求につきましては、公共事業関係費で前年度とおおむね同額である4兆8,342億円が要求されたところであります。しかし、これから財務省による予算査定や最終的な地方配分額の決定等、今後の情勢を考慮する中で、公共事業の予算規模の縮小は避けて通れないと推察されることから、本市の主要事業である竹原市公共下水道事業、新開土地区画整理事業や忠海中央線街路事業及び主要地方道東広島本郷忠海線道路改良事業等、国庫補助事業全般について、引き続き早期完成に向けた財源確保について、国に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 壇上でも申し上げましたように、実質的に最後の一般質問でありますので、余り深く入り込むといえますか、そういう形は避けたいと思いますが、何点かについては、いま一度確認をさせていただきたいと思っております。

実は、電源開発によって得られた税財源といえますか、これにつきましては、特に3号機におきましては、今日段階、行政としてそういうふうな評価なり、総括というものを行わなければならないということも理解できるところであります。しかしながら、当時で言えば森川市政、そうした例えば公民館であるとか、集会所とか、さまざまな社会教育施設、あるいは福祉施設、これを各地域に建設し、地域コミュニティの形成に貢献してきたことは、やはり今日段階、評価をしなければならないと思っておりますけれども、しかし、その一方において、繰り返し申し上げてきました、竹原市経済の今日の閉塞感なり都市基盤の整備等々に関する市民の激しいといえますか、厳しい批判が一方において存在をして

いたことは、だれも否定することができないと思うわけであります。

そうすると、ある意味で言えば、都市基盤の整備であるとか、地域経済開発への期待を一身に担って登場されたのが、現市長小坂市長の御尊父の故小坂隆市長であったかのように私は認識をしておりますし、恐らく市民の期待というものも、あるいは評価というものも、そうではなかったかと考えているところであります。

そして、今日段階、やはりこの新1号機建設にかかわる税財源の使い方については、これから議論が巻き起こってくるであろうことは当然に予測されるところでありますが、再びですね、例えば箱物行政という言葉に象徴されるような、もっと言えば、ばらまき行政が行われた場合には、今日段階、恐らく市民、とりわけ自営業者、これは商工業者含めて、あすのなりわいといえますか、それすらももう考えがつかないと。今、なるほど竹原市全体として新1号機の建設は朗報ではあるけれども、果たしてそこまで持ちこたえることができるのかという心配、不安を自営業者の方々は多く持っておられます。

そうしますと、やはり私は竹原市にとって、一番決定的に欠けているのは、市民の所得向上対策、あるいは市民の雇用創出対策、そうしたことを包括的に、言うところの地域経済対策なり産業政策というのが、私は竹原市にとって最大の政治行政上の課題であると考えているところであります。したがって、恐らくはばらまき行政とか箱物行政を脱却して、10年、20年、30年、もっと言えば、子や孫が安心して、そして、誇りを持って竹原市で頑張るんだというような地域経済対策に、税財源を選択し、そして集中的に投資していく必要が、今日段階における喫緊の政治行政上の課題であると考えているところでありますけれども、この点につきまして市長の再度の答弁を求めたいと思います。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） このたびの電源開発株式会社による、いわゆる設備更新、この計画が実施をされるということによりまして、まず我々考えておりますのは、環境面で言いますと地球温暖化問題、これらに対する環境負荷の低減、エネルギーの利用効率の向上が図られるということも大きいと思います。また、さらには地域活性化への大きな波及効果が期待できるということにつきましても、先ほども申し上げましたように、設備投資による税収増に加えて、市内事業者の受注拡大、あるいは工事期間中における、工事関係者が本市に滞在することなどによる消費拡大というものも見込まれるというようなことから、本市としては今後、先ほど3番議員の御指摘もあったように、市民の声がこれから、現在ややもすれば地域経済の低下が懸念されている状況の中において、新1号機の建設の税財

源の使用については、地域経済の活性化、とりわけ各種産業の振興に向けた取り組み、こちらあたりを検討してまいりたいというように考えております。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 答弁が余り重複せんようお願いをしたいと思いますけれども、実は先般、駅前商店街を歩いていましたところ、ある商店主の方から市長さんあてに、もういてもたってもおられない、いたたまれないので、実はお手紙を差し上げたんだと、こういう訴えがありました。具体的に触れることはいたしませんけどね、恐らく市長のほうにもその方のお手紙は届いておると思うわけですね。

私は別にその人を擁護するとかいうことじゃなくて、市商連の関係者とか、いろんな関係者からも、やはり今日段階ここまで個人消費が冷え込むといいますか、人口減も含めまして、やってくると、行政のほうからは、それはやはり商売は自己責任でやっていただかなければならないと、こういうふうに言われることも理解できると。しかし、個人の努力を超えた人口減少、顧客の減少に対して、果たして商工自営業者にどこまで行政は責任を求めらるであろうかと。そこのところの人口減少、あるいは消費の、お客さんが減ってくるわけですから、マーケットの縮小ですよ、そうしたものに対して、基礎的自治体の長としての市長の地域経済対策というのは、私はやはり喫緊の課題なんだろうと、こういうふうを考えるわけですね。

それで、今、具体的にこういう政策がああだとかこうだとかいうことを論じておるわけではないわけです。しかし、少なくとも私の記憶にあります3号機建設に伴う税収増、これをどう使うかということにつきましては、あの森川市政の当時においても、この役所の中が二分されるような、やはり激しい論争があったことは事実であって、同時に、やはりそうした森川市政におけるいわゆる箱物行政、ばらまき行政を脱して、竹原市の未来を築くための都市基盤の整備であり、地域経済の開発というものを、私は故小坂市長は強く訴えておられたと思うんですね。道半ばでありました。ですから、その志を次いで、市長はやはりそうした地域経済の再生へ向けての市長の強い指導力と実行力というものを、私はやはり今日段階多くの市民は期待しておるし、その期待があったればこそ、昨年12月の市長戦において圧勝されたわけでありますから、やはりここはひとつ市長の決意のほどといいますか、覚悟のほどはお伺いをさせていただきたいと思っておりますので、市長の答弁よろしく申し上げます。

議長（小坂智徳君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 3番議員の御指摘がございました。今まさに国もそういった議論を重ねておられまして、景気と雇用の問題を含め、また、国民は確かな未来ですか、そういった将来展望が見えないという中で閉塞感を覚えているわけでございます。これは地方にも言えるわけであり、都市と地方の格差問題も挙げております。

そういった中で、今回我々これから税収増を見込んだ中で、どのようなまちづくりをするかという中でございます。そういった国の議論の中にもありますけれども、確かな未来を構築するために、こういった方法、こういった施策が要るかということがございます。やはり将来への投資ということが必要であり、将来の地域活性化に向けて、どのような施策を展開していくかというのが非常に重要な問題であろうというふうに思っております。

そして、我々が言う、住みよさの実感あふれる、この竹原市の構築に向けて知恵をしっかりと出して、そういった将来雇用を生む、あるいは地域経済の活性化になる施策に向けて、こういった取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） この点につきましては、私どもの任期ももう終わるわけで、11月の市議会議員選挙において再び議席を得させていただくことができるかどうかわかりませんが、次の新しい議会の私自身の政治課題として、引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

そこで、実は答弁書にあります、この工事期間中において、ですが、次の任期の4年間でそこまでなるかどうかわかりませんが、とりわけ電発3号機のとにかかわっては、やはり多くの工事関係者の方々がお見えになられて、残念ながら不幸な事件が起きたりして、市民の間に深い深刻な亀裂が起きたりとか、例えば工事関係者の飲食は竹原市でするなという、実際にあったのかどうかわかりませんが、電発のほうから請負会社といいますか、そこへの指示があったのかどうかわかりませんが、そういう指示があったかのように巷間喧伝されて、事実なかなか市内での飲食等、これが少なからぬ影響を受けたのではないかと、このようなこともあったわけですね。そうしますと、やはりそうした問題も含めて、どういいますか、事前に予測されるさまざまな事態に対して、担当が企画政策になるのかどうかわかりませんが、さまざまなシミュレーションを描いて、その住民対応、あるいは先ほどから申し上げましたような税財源の使い道といえますか、こうしたこともぜひとも理事者側といえますか、なかなか議会と執行部との関係とい

うのは難しい問題がありますけれども、余り私どものほうが申し上げますと、議会、あるいは議員の執行部への介入という批判も起きてくる可能性がないわけではありませんけれどもね。

しかし、私は道の駅とか、この迷走劇を見ていて、やはりもう少し執行部と議会が英知を出し合うというか、そういう場というものが計画段階から整備をされる必要があると思うわけですね。そうしますと、我々の側もなかなか情報がおりてこない。それで、例えば商工団体との関係等におきましては、一月に一遍ですか、昼食会か何かわかりませんが、さまざまな情報交換が行われたり、情報公開が行われているようでありまして、そうしたところからはさまざまな情報が漏れ伝わってきて、それが市民の間に流布され、そして、我々議員に対して、一体どうなっとんかという厳しい御叱責を我々は受けるわけですね。しかし、我々の側はそうした定期的なものはありませんから、もちろん委員会等があるわけで、議会の運営上の問題ということもありましようけれども、やはりもう少し議会と執行部が英知を出し合って、市民の負託といいますか、期待にこたえ得るような形を、今日段階もう考えなきゃならんのかなど、こういうふうを考えておるわけでして、これも市長に答弁いただくわけにいきませんので、そうしたことは指摘をしておきたいと思います。

そして同時に、これだけは、先ほども申し上げましたように、多数の工事関係者が入ってくるわけで、またよそ者云々というようなことによって、深刻な、どういいますか、市民間における対立感情といいますか、そうしたものを引き起こさないためにも、また、それをするという事は、同時に工事関係者が市内で仕事で疲れた後の疲れをいやす、そうした歓楽という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そうした場が提供できるようになるわけで、また、それが市内のとりわけ飲食組合等における経済の波及効果というのは大変大きいものがあると思いますので、そこら辺のシミュレーションを描いた上での行政上の対策というものは、当然これから考えていかなきゃならん考えるわけですね。担当部課長がどなたになるかわかりませんが、もし関係する部課長のところで答弁をいただければ、いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 企画政策課から御答弁させていただきます。

市長答弁にもございましたように、今回の設備更新につきましては、環境負荷の低減、それからエネルギー利用効率の向上など、それから、地域活性化への波及効果も期待でき

ますことから、市として歓迎しておるところでございます。

事業の実施に当たりましては、地元住民に理解を求めながら事業を推進していただくよう、事業者にもお願いをしておりますし、市としても必要な支援、協力を行ってまいりたいと思います。

市といたしましては、現在のところ、企画政策課を一応窓口とさせていただきまして、関係課連携し、必要な支援、協力を行ってまいり所存でございます。よろしくお願いたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 3号機建設にかかわる不幸な事態が起きないように、万全の体制をしいていただくよう、重ねて要望をしておきたいと思います。

そして、次に、地域情報基盤整備事業ですね、これにかかわっても何かいろんな情報が巷間錯綜しておるわけですね。それで、1つは、もしこの事業が年度内に完成をしなかったならば、残った事業部分についての補助金といいますか、交付金ではなく、事業全体に対する交付金なり補助金の返還を国のほうが求めて、そして、竹原市もそういうふうに確約をしたんだと、こういうふうなうわさも流れているわけですね。もちろんうわさを前提として、こうした質問をさせていただくことが適当かどうか、私もいささか気が引けるところがないわけではありません。しかし、おおよそ、もう既に、例えば共架工事等につきましてもぎりぎりなんだということは情報化推進室長も言ってきたわけですね。それで、一向に共架の架設工事等も具体的な形で市民の間に目に見えませんが、そうしたうわさに尾ひれがついて、さまざまうわさが流布をしていると、こういう状況であります。

また、もしうわさどおりで、工事が予定どおり完成しなかったから、実は残った、できなかった工事の残余の部分についての交付金ではなく、事業全体の交付金を国へ返さなきゃならなくなりましたというようなことが新議会において提案されたとするならば、これまた今議会における議会のチェック機能が問われることになるわけでありますので、このとおりの答弁で間違いがないかどうかの確認をさせていただきたいと思います。答弁お願いします。

議長（小坂智徳君） 情報化推進室長。

情報化推進室長（平田康宏君） 事業が工期内に完了しない場合ということでございますが、冒頭、市長御答弁申し上げました、その時点までで完了しているところまでのものし

か交付金及び起債の対象とならないことから、実績のない部分の交付金及び起債については返還しなければならないと御答弁申し上げました。

議員おっしゃられたとおり、仮にサービスが1件も適合しないという場合になりますと、当然それは国のほうから全額減額というか、交付金はおりないということになると思います。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） ぜひともそうした事態にならないように、一層の御努力をお願いしたいと思います。

それで、これを理事者に答弁を求めることがいいのかどうかはわかりませんが、出資をされた一部の方について、1,000万円の出資金の返還を求めるというトラブルというのか、民事上の係争といいますか、そういうことも伝わってきております。それが事実かどうかわかりませんよ。ですから、さまざまなものが錯綜してきますので、一日も早く共架の架設工事等、事業の進捗状況が市民の目に明らかに理解できるような形での事業の進捗を、ぜひとも望んでおきたいと思います。

それから、最後に、やはり来年度の予算編成ですよね。きょう民主党の代表選挙が行われて、菅さんがなるのかどうかわかりませんが、いずれにしても菅さんがなるのであれば、一律10%、どちらかといえば財政再建へ重きを置いた予算編成になることは、これは紛れもないと思うんですよね。もちろん景気対策で9,300億円の予備費での経済対策は行われるようでありませうけれども、しかし、それにしても焼け石に水のような感じがしないでもないわけですね。野党のほうは4兆円、5兆円求めているわけですからね。

そうしますと、いずれにしても、なかなか来年度の予算編成が不透明になり、また、政権交代によりまして、どうもマスコミの報道等によれば、今までの予算に対する陳情とか要望活動等々からは全く、どういいますか、かけ離れたというか、そういう新しいルートが開設された中での来年度の予算獲得への市長、あるいは理事者側の努力というのは、今までにない困難さも予測されますし、それで、相当の市長の指導力なり決断力というものが問われる場面が出てくるんじゃないかなと思うわけですね。

とりわけ、やはりどうのこうの言いましても、特に土木建設業界、どうにもならんらんといいながら、やはりここ三、四年の間の区画整理の進捗状況、あるいは下水道の早期整備、あるいはそれに伴う分割発注、そしてまた不幸ではありましたが、災害対策

によりまして、なんとかかんとか、かつての厳しい状況からは、恐らく竹原市の土木建設業者、幾らか木漏れ日が漏れてきたといえますか、そういう状況なんだろうと思うわけですね。

そうした中でありますので、やはり竹原市が今抱えておりますビッグプロジェクトを早期完成させるための予算の獲得というのは、大変大きな意味を持つてくると思うわけであります。これは市長にばかり答弁を求めてもいけませんので、副市長のほうで、そこに対する答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 3番議員御指摘のように、今、目下我が国の予算というのは、2年前のリーマンショック以降、さまざまな景気不況によりまして、海外への輸出制限、あるいは円高ドル安、デフレ状況が大きく今日本経済を左右しているという、深刻な状況にあることは間違いございません。そういう状況の中で、本市においても一昨年以降、国の経済対策、あるいは先ほど言われましたような市の主要なプロジェクト、これを推進していくためには、どうしても大きな予算、大きな特定財源というものは必須でございます。そういった意味でも、とりわけ公共事業による内需拡大政策というのは、この二、三年における本市の投資的経費の出動においても、その結果は明らかに前向きに出しておるといように私は判断しております。

また、23年度も、今申し上げられましたように、確かに国のほうでは公共事業については10%のマイナスシーリングというようなことでございますが、国土交通省のほうでは、今現段階において概算要求額が昨年度と全く同額の約4兆8,000億円というようなことも提案をされております。しかし、いずれにしても、目下の経済社会情勢を考えると、公共事業についても大きな削減というものも見込まれることから、我々としては、先ほど市長申し上げましたように、国、県に対して連携し、あるいは市長会を通じての要望をさらに強めてまいりたいというように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ある意味、議会が不在の時期が、空白期が生まれるわけですが、緊張感を持って来年度の予算編成、よろしくお願ひをしておきたいと思っております。答弁は結構ですから。ありがとうございます。

議長（小坂智徳君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位 2 番、松本進君の登壇を許します。

1 1 番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第 1 番目には国民健康保険制度の広域化問題等について市長に伺います。

高過ぎる国保税、非情な滞納制裁、ふえ続ける無保険者など、貧困と格差が広がる中、市町村国保の危機的状況が深刻化しています。こうした事態への根本的な打開策を打たない一方、民主党政権は、さきの通常国会で医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律を 5 月 21 日に成立させ、国民健康保険制度の広域化を推進し、後期高齢者医療制度の見直しとも連動させ、医療保険の都道府県単位化を進めようとしています。

政府は同法案の提出の理由として、「国保は保険者として規模が小さいことでリスク分散ができず、不安定な財政運営に陥りやすいという構造的な問題を抱えている」、こういったことから広域化を推進すべきとしています。しかし、国保中央会発表の国保の規模別統計によると、規模が大きい保険者ほど 1 人当たりの保険税が高く、保険税の収納率も悪いということが明らかとなっています。また、広域連合、すなわち国保の広域化になれば、市町村の一般会計からの繰り入れがなくなり、さらなる保険税高騰に拍車をかけることは明らかだと思います。広域連合への竹原市代表派遣も少数となり、後期高齢者医療制度と同じように、きめ細かな行政が不可能になることは明らかではないでしょうか。

そこで、市長に質問します。

国民健康保険制度の広域化問題について、竹原市はどのように対応されるのですか。

2 点目として、その影響はどうでしょうか。運営主体、国保税や国保給付内容、国保法定外支援の現状と見通しについて伺います。

3 点目に、竹原市の国保税は高い、こういった市民の生活不安の声を市長はどのように

受けとめますか。また、所得比で何%までの竹原市国保税を受忍限度と考えますか。例えば、所得200万円、所得300万円の4人家族、例えば45歳、40歳、18歳、16歳、こういった4人家族で資産なしの国保税の試算をあわせてお答えいただきたいと思います。

4点目は、私は再度、竹原市国保税の減税を提案します。市長のお考えをお聞かせいただきたい。

竹原市国保基金が4億5,000万円、この一部を取り崩して国保税を安くすることを提案したいと思います。例えば、国保税の均等割、医療費分1人当たり2万円を1万円、50%負担を軽減する財源は、国保加入者8,200人分、平成2年度時点ですけれども、8,200万円であります。また、2万円の負担を軽減する財源は1億6,400万円です。今、国保基金の使い道は何かお考えでしょうか。これ以上の国保基金を積み立てる理由はどこにありますか。また、市財政調整基金は19億6,000万円あります。今、この財調の用途は何かあるでしょうか。過去5年間の財調基金の残高の推移をお聞かせいただきたい。巨額の財政調整基金を一部取り崩せば、国保税の負担を軽減できます。貧困と格差が広がる中、今最も大切なことは、苦しい市民生活を少しでも支援する有効な行政施策が必要と考えます。

5点目に、国民健康保険証、いわゆる資格証の発行、この国保証の取り上げ問題、市民の健康、命を脅かす市行政について質問します。

私は、この場で繰り返し国民健康保険証の取り上げを即刻中止すべきだと強く求めてまいりました。

そこで、市長に質問します。

まず、竹原市の総人口比で国保加入世帯数、加入人口、滞納世帯数、資格証明書、短期証の発行件数、18歳未満の世帯数、人数、医療無保険者——保険証がない人のこと——の世帯数、人数をお知らせいただきたい。

次に、国民健康保険法第1条の目的、憲法第25条の生存権の認識と国保証取り上げによる市民の命、健康、生存権を脅かす事態をどのように考えているのか、市長に質問します。

次に、ことし3月の参議院予算委員会で、我が党の小池議員に対する答弁で長妻厚労相は、資格証について、「払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応を」と述べています。厚労省は08年10月の通達、09年9月の事務連絡で、経営難や失業など

特別の事情がある場合は資格証を出してはならないと強調しています。竹原市の資格証発行は、すべて払えるのに払わない証明ができていますか。厳格な事務手続をしないで資格証発行、国保証の取り上げは断じて許されない、厚労省も示しています。市長の明確な答弁を求めます。

2点目は、市営住宅の管理運営について伺います。

先月、北崎市営住宅から向島市営住宅に入居予定の高齢者、御夫婦から相談を受けました。市は、北崎市営住宅の老朽化に伴い、入居者を移転させる事業を行っています。相談者は、市の説明を受け、抽せんで向島市営住宅の入居先が決まりました。入居予定の間取りは、1階が4畳半、台所等、2階が2部屋、6畳、4畳半であります。しかし、向島市営住宅の別棟に1戸あきがあり、その間取りは、1階が6畳と同程度の板の間であります。相談者は、「私と主人は87歳と91歳の高齢です。できれば1階の間取りが広いところに変更できないものでしょうか。当初抽せんで決まった部屋は、1階の4畳半に荷物を置いたらとても狭い。2階への階段を上りおりする生活は、私ら87歳と91歳の夫婦には大変です。階段の上りおりだけがをしないか心配です。隣の入居者は50歳代ですから、私をもっと若ければ」云々、このように痛切に話されておりました。

そこで、市長に伺います。

市の担当者は、竹原市市営住宅の入居手続に従って決定しましたと説明されています。しかし、高齢者、87歳、91歳の御夫婦の生活実態を再検討されたのかどうか。しかも、1戸空き部屋があります。市長はこの件について決裁されていると思いますけれども、市長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、北崎市営住宅の老朽化に伴い、市の政策として行う移転事業が実施されております。一般公募の市営住宅入居と全く違う事業なのに、なぜ新たに保証人が2人必要なのか。しかも、年金者はだめという入居手続の指導をされたのか、明確にお答えいただきたいと思います。

3点目に、採石法違反業者に対する市の指導について市長に伺います。

ことし6月市議会の私の一般質問に対する市答弁の経過、対応についてであります。

私は、6月市議会で下野町大井の国有地、里道の管理問題をたどしました。市の答弁要旨は、1、土地所有者の許可を得ていない、2、採石法の無許可工事、3になりますが、掘削土の転用疑惑など、その点の違法性のあることは大変重く受けとめます。今後は、採石法に基づいて関係者の事情聴取を行い、早急に事実を確認し、県と協議し、適切かつ厳

正に対応します、こういった発言でした。

そこで、市長に質問します。

関連事業者に対する指導、崩壊里道の管理など、市はどのように指導、対応されてきましたか。今後の具体的な見通しをあわせて伺います。

次に、明確な採石法違反業者に対する市の姿勢について伺います。

この採石現場や業者の作業事務所、作業所に行くためには市の土地を通る必要があります。市は、この業者に対して市有地を通行する許可をいつから出しているのでしょうか。具体的な許認可、約束事を明らかにしていただきたいと思います。

3点目に、里道等の掘削現場近くには作業事務所があります。6月議会の私の質問に対する市長答弁は、「現在、所管の広島県西部建設事務所による現地調査及び建物所有者の呼び出しによる事情聴取を行い、行政指導を行っている」と聞いている」との答弁でした。その後、建築確認に伴う行政指導はどのようになっていますか。土地・建物の固定資産税の適正課税など、竹原市の行政指導、対応と現状はどのようになっていますか、市長に質問いたします。

以上で壇上での質問といたします。

副議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。平成22年5月19日付で公布された医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村国保の運営の広域化、いわゆる都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により国保事業の運営の広域化、または国保財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針を市町村の意見を聞きながら定めることができることとなっております。

また、現在、新たな高齢者医療制度について検討がされており、これらの影響を考慮しつつ、将来の方向性を掲げ、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定めるよう要請されております。

広域化に伴う影響及び運営主体等の現状と見通しについてであります。現段階で国において示されている内容は、全年齢を対象に都道府県単位化を図るということにとどまっております。具体的に運営主体をどこにするかという内容までは示されておられません。

国保税等については、保険料算定方式の統一や保険財政共同安定化事業の拡充、広域化等支援基金の活用などの内容が掲げられている状況で、これらの内容もあわせまして、本市といたしましては、今後、広島県が示す広域化に向けた支援方針の策定にかかわり、他市町保険者との連携、調整を図りながら対応していきたいと考えております。

次に、国保税についての御質問でございますが、本市の国保税は、例えば40代夫婦2人、特定扶養親族の子供2人、資産なしの4人家族で年間所得額200万円の場合は、国保税年税額は30万8,000円になります。また、年間所得額300万円の場合は、国保税年税額は40万1,000円となります。

この税額が高いのではということにつきましては、昨今の経済情勢の中でいろいろな御意見があると思いますが、国民健康保険の相互扶助の精神に沿って、条例等の規定に基づいて応分の負担をお願いするものであり、適正な額であると考えております。

竹原市国民健康保険財政調整基金につきましては、インフルエンザの大流行等、不測の事態が生じた場合に対応するために積み立てているものであり、一時的に保険税を安くするという目的で取り崩すことはできません。また、医療費が増加傾向にある状況を考慮し、さらに、昨年発症した新型インフルエンザの状況を踏まえ、今後将来において、新種の病気等を想定した対応のためにも、基金は一定に積み立てていかなければならないと考えております。

また、財政調整基金の過去5年間の推移につきましては、平成17年度が14億4,000万円、平成18年度が16億3,000万円、平成19年度が15億5,000万円、平成20年度が17億2,000万円、平成21年度が19億6,000万円となっております。

この基金については、予期しない収入減少や突発的な支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源の余裕のある年度に積み立てを行ってきたものであり、その処分については、竹原市財政調整基金条例にのっとり、適正に行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険被保険者に関する状況につきましては、平成22年5月31日現在の被保険者数は8,327人です。世帯数は4,983世帯で、加入世帯比率は38.5%です。滞納世帯については941世帯で、加入世帯比率は18.9%です。資格証明書交付世帯は49世帯で、加入世帯比率は1%です。なお、18歳未満の子供がいる世帯へは資格証明書の交付は行っておりません。短期証については1

70世帯で、加入世帯比率は3.4%であります。そのうち18歳未満の子供がいる世帯は48世帯89人で、加入世帯比率は1%となっております。

次に、医療無保険者の世帯数、人数についてであります。国民健康保険加入にかかわっては、国民健康保険法第9条により、被保険者の資格取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町に届け出ることとなっております。あくまでも本人からの申請の届け出がなければ資格の取得、喪失はできないこととなっております。したがって、加入状況等については、世帯数、人数とも把握しておりますが、加入されていない方や無保険者の方の世帯数、人数は把握できておりません。

次に、資格証明書についてであります。国民健康保険法第9条の規定により、被保険者証の返還及び被保険者資格証明書を交付することとなっております。

納税相談、指導に一向に応じない方や納税相談、指導において、約束した保険税納付方法を誠意を持って履行しない方に対して資格証明書を交付しており、滞納者との折衝機会の確保や被保険者間の納税に関する公平性の確保、滞納者に対する納税意識の向上を図るという観点から必要であると考えております。

また、払えるのに払わない証明についてであります。先ほど述べました納税相談、指導をする中で、被保険者の生活状況、債務状況、就労状況等をきめ細かく聞き取りをし、状況把握に努めているため、払えるのに払わないという判断は、その中で慎重かつ適切に行われているものと考えております。

さらに、資格証明書交付後においても継続的に納税相談、指導を行い、特別の事情があると認められる場合や、世帯主が世帯の被保険者が医療を受ける必要が生じ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険税を納付できない特別な事情に準ずる状況として、被保険者証を交付するなどしております。したがって、市民の健康、命、生存権を脅かすような事態はなく、適切に市行政としての役割を果たしていると考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。本市の市営住宅は33団地、約800戸あり、第5次竹原市総合計画で住宅、住環境の整備の観点から、快適、安全で住みよさが実感できる居住空間の創出として、市営住宅における安全・安心な居住を確保するため、入居者に対してよりよい市営住宅等への移転を促進し、老朽化した住宅の用途廃止と除却を進め、管理の効率化に努めているところであります。

このたび議員御指摘の件につきましては、老朽化した北崎住宅から向島住宅等への移転

促進を図る中で、関係入居者に対し地元説明会を開催し、竹原市市営住宅移転促進事業の入居基準に基づき決定したものであり、当該相談者とは、その後、面談による話し合いなどを行い、了解をいただいたところであります。

次に、連帯保証人につきましては、竹原市市営住宅設置及び管理条例第12条により、原則2名が連署する請書を提出することとなっており、特別の事情があると認められる者に対しては、連帯保証人の連署が不要である旨が規定されております。

なお、年金受給者は保証人になることが不適切ということを指導したかということではありますが、そのような事実はありません。

今後も竹原市市営住宅移転促進事業につきましては、入居者に対し個別相談や誤解が生じないように、きめ細やかな対応を進めるとともに、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。まず、採石法違反業者に対する指導につきましては、採石法の規定により、事業を行う者の登録と岩石の採取計画の認可を行うことが必要なことから、7月23日に広島県、竹原市、原因者の3者において、現状と今後の認可申請の作業工程の確認を行った上で、速やかに手続を進めるよう原因者に対し指導を行ったところであります。

その後、原因者から8月12日付の文書において、今年度中に採石業者登録を行い、その後、早急に岩石の採取認可申請を行うことを確認しております。この指導内容につきましては、県と連携を密にとる中で適正に行ってまいります。

また、崩壊里道につきましては、7月16日に関係地権者を含め現地確認を行った結果、里道が掘削されている事実を確認しましたので、速やかに里道を含めた境界測量を実施した後、直ちに境界確定協議書を提出するよう指導を行ったところであります。

今後は、境界確定後に里道の機能回復を早急に行うことを引き続き指導するとともに、里道の適正な管理に努めてまいる所存でありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、市有地の通行につきましては、当該通路は、過去に焼却場施設を供用していた際の施設への進入路であり、これまでも地元住民の方などが通行していた経緯があります。

もともと焼却場施設が建設されていた土地につきましては、旧国道三原呉線の敷地であったものが、国道185号として現在の形に改良された後、昭和30年に旧竹原町が旧国

道敷地として払い下げを受けたものであります。その後、昭和62年度に実施されました国道の歩道整備工事におきまして、地元住民から畑や山林への進入のための通路を残してほしいという要望から、現在に至っております。

これらの経緯から、特定の者に対して通行を認めたというのではなく、一般市民の通行について認めているところであります。

山林の掘削現場近くの作業事務所につきましては、所管の広島県西部建設事務所による現地調査及び建物所有者の呼び出しによる事情聴取を行い、建築基準法による違反取締事務処理要領に基づき処理を行ったと聞いております。

また、本件の固定資産につきましては、既に現地確認を行っておりますので、固定資産税評価基準に基づき適正に対処してまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、再質問をいたします。

まず最初に、国保制度の広域化問題について質問いたしました。答弁では24年度までに取り組むということがありました。具体的内容はどうかということについては聞きたくはありますが、この広域化問題、後期高齢者医療制度とのかかわりで今議論されておりますが、一番問題というのは、今の高い国保税というのを私は指摘しておりますが、これが広域化によってまださらに高くなるということが危惧されて、いろいろこの広域化問題について今からきちっと検討しておくべきじゃないかというふうに私は指摘を含めて質問したわけですね。ですから、少なくともこの場で再質問として言えることは、まだ運営主体がどうなるかとか、税がどうなるかとか、給付内容がどうなるかとかいうことまでは今言えないわけでしょうから、少なくとも国保税がこれ以上高くなるような広域化はやめますよというぐらいの市長としての考え方がやっぱり必要ではないのかなと私は思うわけですね。ですから、そこはどうなんですか。国が言うからというばかりではいけないということで、この広域化問題について県が判断するわけでしょうけれども、市町村の意見としては十分聞かなくてはいけないということもなっておりますので、端的な言い方なんです。これ以上国保税が高くなるような広域化は反対すべきじゃないかということについて、市長の考えをまず1点お聞きしたいと。

それから、日程のこの24年度までということがありましたけれども、ちょっと私の勉強不足なら訂正していただきたいのですが、私、国との関係で、このいろいろな国保の調

整交付金ともかかわって、今年12月、平成22年の12月末までに一定の方針といいますかね、市の考え方を県なり示す必要があるのかなというふうに思っております、この22年度の今年度の12月末といいますかね、この12月末までに県のほうに一定の見解を示すということが、これは国の調整交付金にかかわっての思いが、ちょっとメモがあったもんですから、そこは関係ないよということなのか。あくまでも24年度までに決定すると、広域化するかどうかはですね、ということで大枠でとらえてよいのかということをして2点目にちょっとお尋ねしておきたいと。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） まず、第1点目の広域化に伴って国保税が高くなるんじゃないか、高くなるようなことはやめる方向でというふうなお尋ねだったと思いますが、これにつきましては、国保税に対する医療費等に対応して国、県、市町のそれぞれの負担額というものが決まっていまして、国保税というのもその中で金額というものは決定されるような仕組みになっております。したがって、広域化に伴いましたら、それぞれ市町村単位から都道府県単位というふうな大きな仕組みに変わるということになりますので、基本的にはこの中で国保税という額も決まっていくというふうに考えております。

したがって、竹原市の現状の国保税の金額と比較してどうなるかというふうな比較になるかと思いますが、これにつきましては、実際に都道府県単位で精算調整を重ねた上で金額というものが決まってくるということになりますので、現段階では安くなるか高くなるかというのはいちよっと思えることは困難だと思います。

また、第2点目の22年の12月までに一定の調整交付金なりというふうなのがございしますが、もしこの12月までに広域化について一定の方向性等を示したときには、この調整交付金というのが、基金というものが使えますというふうな内容になっておりますので、今、広島県の段階ではこの方向に向けて進めておられるところでございます。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私、国保税の決め方を一々聞いたわけではありませんが、広域化に入るか入らないかという大枠の段階でね、今以上の国保税を上げるようなことになれば、私は、地方自治の観点からも広域化に入るべきじゃないというふうに思っておりますので大枠の時点で質問したわけですね。

それで、今考えると、なぜそういうふうな国保税を上げるような心配が出てくるかということでは、いろいろ各自治体の保険者が一般会計からお金を補てんして国保税をできるだけ下げよう努力をされているところもあるわけですね。ですから、広域化になったらそれができなくなるから、私は上がる仕組みになるんじゃないのかと。だから、そういったことが想定されるなら、もうここに入るなど、広域化の仕組みに入るべきじゃないということを申し上げたわけで、ですから、私が心配するようなことはないよと。国保税を広域化すれば事務費が減って、人が減って合理化されて国保税が安くなる、そういう仕組みなんだというのなら、ちゃんとその説明をしてくださいよ。税を今聞いておるわけじゃないんです。仕組みが、私は国保税がこれ以上高くなる、そういった心配があるから、それは絶対に避けるべきだと。そこは市としても意見を上げるべきじゃないかということも申し上げているわけでありますから、その点はどうでしょうか。私が心配するような、国保税が上がるようなことは絶対ないと、そういうことがあるなら入りませんということは、やっぱり市長として明らかにするべきじゃないのかなというふうに思いますんで、その点再度質問しておきたい。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民生活部長。

市民生活部長（中沖 明君） 負担が重くならないよということの議員の御指摘でございますが、市としましても、市長会等を通しまして、今の負担軽減につながらないような仕組みでの広域化というふうな形で要望も上げておりますし、現在、議会のたんびに指摘をいただいておりますように、国費の投入等も含めまして、これ以上負担がかからないような形での広域化というふうなことを要望しております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） これ以上の負担というのはもう絶えがたいと思うんで、ぜひあらゆる努力をしていただきたいということで、次は、私は国保税が高いと、だから、引き下げるべきだという具体的な提案までしました。市長の答弁は、しかし、適正な額なんだという答弁がありましたよね。ですから、これは適正かどうかということをもう一回確認するために私は言いたいんだけど、壇上で言ったのは、竹原市の一つの試算だけれどもね、所得が200万円で国保税が30万8,000円、これ所得比の15.4%の負担率になっているんですね。

それで、所得が300万円の人は、これは給与収入でいうたら440万円ぐらいになる

んですけども、所得が300万円の人が税が40万1,000円ですよ。これは負担率でいうたら13.3%なんです。前に私、3月でしたかね、そのときに、国会での党の国会議員の例を示して、当時の鳩山首相は、これは税負担が重いよという答弁を紹介したと思います。

ですから、この国保税がさっき適正な額だと言われるのであれば、私は、負担が重いというのは、いろいろ聞く中でね、もう大変な額なんだということを知ることから、私のほうはそういうふうにあえて高い国保税を引き下げるべきだということを繰り返し提案しています。

ですから、ここで再確認としてしておきたいのは、適正な額というふうに認められておるんだから、要するに上限ですよ。市長が考える上限、例えば200万円ですと15.4%で、今の負担率ですよ。これがやっぱり20%までなのか、25%までは適正だと考えるのか、そこらがないと適正な額というのはちょっと言えないと思うんですね。

ですから、負担率でいえば、例えば所得200万円の人が30万8,000円、15.4%の負担率だけでも、市長としては20%までは適正な額だと。受忍限度といいますかね、そういった負担率だと考えているのか。この市長の考えの適正な額なり、適正な負担率なり、ここまでは受忍限度で市民に頑張ってもらいたいということをお考えなのか、ちょっと聞いておきたいと。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民健康課長。

（11番松本 進君「あなたのその権限でできるのか、そんなこと。権限がある人が答弁してくれよ、これ。ええかげんな答弁したら困るけん」と呼ぶ）

市民健康課長（森野隆典君） 御質問の200万円の世帯に対して国保税額が15.4%ぐらいの金額を占めておることにつきましては、その比率というのは高いというふうに考えますが、これはあくまで、先ほども御答弁申し上げましたように、対医療費との調整の中で個人負担、あるいは病院にかかる際の一部負担というふうな金額というのは決まってくる仕組みになっておりますので、一定に所得割、均等割、資産割というふうな、竹原市の場合は4方式で税額を計算させていただいておるところですが、この所定の計算式によって算出された金額は適正なものというふうに考えております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 市長にちょっと確認しておきたいんだけどね、今、私は市民の声として負担率は高いと。今、高いと言わんのかと思うとつたら、課長も負担率は高いですと。しかし、仕組みがこうでこうでというふうな説明がありましたね。だから、市民の声は高い負担率だと。それで、担当課長も高い負担率だというのは認めるわけですよ。でしたら、ほかの自治体なんかはね、全部これは私はただにせえとは言うたらんわけよ。さっき具体的に言ったように、均等割の2万円の分がね、それはやっぱり50%の1万円ぐらいは下げてもおかしくない。人数が8,200人として8,200万円と言いましたけれども、倍としても1億6,000万円余りでしょう。だから、こういった高いと言う課長さえ認めるこの国保税ですよ。これはやっぱり仕方ないというような認識なんじゃないか。そこをちょっともう一回お願いします。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民生活部長。

市民生活部長（中沖 明君） 国保税の負担につきましては、住民の方の感覚として負担が高いというふうに思われているということも議員のほうからも指摘がございますが、現行の制度の中で低所得者の方にはそれなりの負担割合の軽減とかいうふうなことも行った上で、現在の制度で国保会計の運営をさせていただいておることをございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 高いのをどうするかということで、下げるしかないというふうに、私はごく単純明確なんだけれどもね。

私は、そこの壇上で基金のことをあえて指摘しました。今、答弁されたんは、国民健康保険が4億5,000万円の基金があると。財政調整基金も19億6,000万円ありますよね。私があえて聞いたのは、竹原市として、これを今使う目的はあるのかと、それを今聞いたんですよ。それは明確にこういう使い道を今考えているということはありませんよね。だったら、高いというあなたが考える気持ちが少しでもあつて、市民の生活を少しでも和らげるというんか、いう考えがちょっとでもあるならね、こういった国保基金を4億5,000万円も何でためておく必要があるんかと。

そこで質問というのは、この不測な事態とか言うけれども、インフルエンザの流行、私も過去二十何年間議員やっておりますけれども、こういった中では、こういった不測の事態で何億円支出したというのは聞いたことがない。ですから、私の聞いた以外の分かもわ

からんけれども、過去でね、不測の事態、インフルエンザ等ここにあるけれども、何億円ぐらい国保基金から支出したとかいう例があったら教えていただきたい。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 済みません。何年に基金をどれぐらい取り崩したかというふうなことに答えられる資料をちょっと手元に用意しておりませんのでお答えできませんが、ここにございますように、この国保基金につきましては、具体的にインフルエンザ等というふうな答弁の中身では書かせていただいておりますが、こうした特定の不測の医療に関するこうしたものに対応するための基金の使い道というのは、条例等によりまして明確に使える範囲というのは限定されておりますので、これを例えば議員さんおっしゃられるような税のほうの補てんにというふうなことは、基金の用途上できないということになっておりますので、御理解をお願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） できないという答弁を聞いておるんじゃないよ。インフルエンザ等で不測の事態でね、この二十数年間お金を使うことがあったよと。だから、私が言うけれども、不測の事態があったんだから、1億円なり2億円なりその金額を言うて説明責任を果たしなさいと言うとるわけよ。あいまいでからね、そういった不測の事態という文言は言うけれども、具体的に何千万円も使うたことがないのに、何で4億5,000万円もためておく必要があるんかということなんですよ、私が言いたいのは。

それとね、ちょっと別の角度から聞きますけれども、私が、こういった国保が高いから、こうやって具体的に提案したら、いろいろ仕組み上、できないんだということと言われる。それともう1つ、国保は相互扶助の精神なんだということは必ず言われるわけですよ。助け合いなんだから、皆さん我慢してからやんなさいよということを必ずあなた方は言われる。

そこで私が聞きたいのはね、国保を運営する基本的なそもそも論なんですよね。だから、私は、国民健康保険法の第1条に目的が書いてあります。これは何と書いてあるか、ちょっと言ってください。

それと、憲法第25条の生存権は何て書いてあるのかをちょっと言うてください。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 国民健康保険法につきましては、市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度という位置づけになっておりまして、国民皆保険制度の最終的な受け皿となっておるものというふうに考えております。

また、憲法の第25条、基本的生存権の尊重につきましては、これは国民に与えられた基本的な権利というふうに考えております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 国民健康保険法の第1条の目的をちょっと私が読むよ。国民健康保険法、法律の目的、第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と、社会保障ということを書いているんですよ、この中に。相互扶助なんか一つも書いていない、この中に。だから、あなた方が相互扶助とかね、国民健康保険法の目的そのものをねじ曲げて互いに相互扶助の精神だというようなことをつけ加えて運営しておるからおかしくなるんよ。

もう一つね、生存権、憲法第25条を明確にここで言うのと、憲法第25条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と。それで、国は云々、社会保障の増進に努めなければならないという義務規定まできちっと書いてあるわけですよ。ですから、最大限行政としてはね、国民健康保険法は社会保障の観点だと。この憲法でも第25条の生存権、社会保障で命にかかわる生存権という言い渡しもしようけれども、それにかかわる問題なんだということを書き加えてきちっとやっぴりこの中に書いてあるわけですよ。ですから、相互扶助の精神という運営は書いてないというのはあなたも確認してくださいよ。

（「確認したと言えて」と呼ぶ者あり）

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

（「答弁調整せにや、つかえて前へ進まなあ、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

（11番松本 進君「答弁調整要りやせんよ、これ。国保のほうも書いてある。生存権は書いてある。これはどうなのか。私の解釈が違うなら違うと言やあええんじやろう」と呼ぶ）

すぐ確認できますか。できる。

市民生活部長。

市民生活部長（中沖 明君） 国民健康保険法の第1条の規定に社会保障の精神というのを書いてあるということも当然そうだと思いますけれども、国民健康保険の制度そのものの成り立ちについて市民健康課長のほうから答弁をさせていただいたということで、社会保障にはいろいろな制度がございますので、その中で国民皆保険の制度として公的な医療保険、その補完するものとして国民健康保険というふうなものがございますということでもあります。

また、第25条の生存権ということでもありますけれども、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」というふうな形で生存権、憲法の中に規定をされておりますし、このことについて行政的には、生活保護法その他で国民の最低限度の健康で文化的な生活を保障していくというふうな制度になっておりますので、行政が行います社会保障の中には、そういう年金制度とか医療保険制度、あるいは生活保護制度、その他を相まって運営をされているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） さっき部長も言われたように、国民健康保険ができた当初は相互扶助というのがあったんですよ。しかし、私が聞いたのは、あえて現、今の国民健康保険法はどういった目的でやられておるかと言うたら、社会保障が明確に書いてあるわけです。これ以上やっぱりいろんな判断を入れちゃいかんということは、やっぱり指摘しておきたい。

それから、時間も関係ありますから、資格証明書について、私は繰り返し即刻中止すべきだということを求めてきました。これも言いたいのは、憲法の生存権なんかもね、あえて指摘したのは、すべての国民が最低限度の生活を営む権利を有すると。端的に解釈すればね、滞納があるから保険証を取り上げてもええよと、そういうことは一つも書いとらん。それは命や健康にかかわる問題だからよね。私は滞納がいいとは言わないけれども、滞納がある人から保険証を取り上げたら、即命や健康を脅かすことになる。あなたはそういう事態はないと言うけれども、私の指摘した例でもあるじゃないですか。だから、そういうことを踏まえてね、答弁のほうは、憲法第25条をびしっと踏まえて答弁すべきですよ。

そこで聞いてみますけれども、先ほど私が壇上で質問したのは、資格証明書の発行もや

っぱり慎重にすべきだということで聞いたのは、厚労相などがことしの3月に我が党の質問に対して答えているということ挙げたんですね。壇上で言いました。それはどうなのかということと、どうなのかということは、国民健康保険税を払えるのに払わないと証明できた場合に、資格証明書を発行せえとは言わんけれども、慎重に対応しなさいよと。そこまで長妻厚労相が言っておるわけですよ。だから、払えるのに払わない証明が竹原市としてできない限りは資格証明書を発行しちゃいかんということを行っているんですよ、この答弁は。

だから、私がもう一回ここで聞きますよ。先ほど答弁された49世帯の資格証明書の発行ですよ。これはすべて払えるのに払わないという証明を、判断じゃないですよ。証明ですよ。証明を竹原市としてしたというふうに理解していいんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 払わないことの証明については、証明書とかいうふうなもの発行ということにはなっておりませんが、御答弁の中でも申し上げておりますとおり、相手方から納税相談、指導をする中で、的確に相手の誠意等を十分に判断しながら、生活状況、債務状況、就労状況等をきめ細かく聞き取りをし、相互の相談を進める中で判断をさせていただいておりますので、これは十分に税務課の職員と一緒にこうした納税相談等をさせていただいておりますが、こうした相談の中で、それぞれが厳密に判断をしながら進めておるという状況でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私はあなたの判断を聞いておるんじゃないんですよ。質問のほうは、答弁は……

副議長（稲田雅士君） マイクを願います。スイッチ。

11番（松本 進君） 答弁は判断ということを使うから、私が質問した分と違うよと。ちょっともう一回質問しますよ。

ことし3月の参議院予算委員会で我が党の小池議員が質問して、厚生労働相が答えているわけですよ。資格証明書についてということで、壇上で私も言いました。それは、厚労相はどういう言い方をしたかというのと、資格証明書について、払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応をしなさいよと。だから、私もこの国のトップの人の発言ですからね、払えるのに払わないと証明できた場合ですよ。だから、竹原市の場合は49件それが証明できとんかと、そのことを聞いておるんで、そこを答えてくれればいいわ

けよね。

副議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（中沖 明君） 議員さんの質問の中にもございますように、厚生労働相の答弁は、「払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応を」ということでありますので、払えるのに払わないということが明らかで、証明ができとる部分については速やかにそういうことになりますし、それ以外のものについては慎重な対応を下さいということでございますので、証明というのがちょっとなかなか困難な部分もございますが、それらにつきましては、先ほど市民健康課長が申ししていましたように、慎重に対応をしております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっともう一回言うときますけどね、こういった分はね、証明があるというのは判断の大前提よ。ないのにあなたが払える払わないというのはどうしても主観的になるじゃないですか。だから、いろんな命を脅かされる事態が生まれておるわけよね。市としては滞納した人に対していろいろ呼び出して、応じんから悪いんじゃないというように感じて今まで対応してきたじゃないですか。だから、それじゃいけませんよと、いろんな広島の場合なんかも言いました。面談をしてきちっと相手の顔色まで見てね、本当に払えないのか、横着して払わんつもりなのか、相手の顔色を見てから病気になるのか、病気の場合は出しちゃいけないわけですからね。資格証明書を出してはいけないわけですから。だから、そういったことをきちっとしないということで、今の部長答弁でもね、証明の分は難しいと。要するに、証明をとってないわけなんですよ。だから、極めてやっぱりあいまいな判断にならざるを得ないということは、ちょっともう一回、国がこう言っとるけど、竹原市は別なんよというなら、それをちょっと答えてくださいよ。竹原市は、私もやっぱり国のトップの考えは、「払えるのに払わないと証明できた場合」ということですよ。だから、逆に言えば、これ証明がなければ資格証も出しちゃいかんということで、私は49件の資格証を発行した人について証明をきちっととつとるんかと、証明ができるんかということを知っているわけです。ですから、そこを市長はやっぱり考えてくれにゃいけん。

それで、それを参考にね、私が言いたいのは、去年、私に相談があったんですよ。相談があって、その人は去年12月に1万円払う約束をしとった。しかし、残念ながら、滞納の1万円払うことが実行できんかったんですよ。そしたら、資格証明書を発行しとるん

よ。その人は面談もしとらんのよ。私も聞いたですよ。滞納が私もええと思わんけれども、何でこういう約束したのに払えなかったんですかと。そしたらその人は、2つのパート、アルバイトをしていたけれども、1つがパートができなくなって収入が減ったと。だから、竹原市と約束した人が1万円払う、国保税の滞納を払う約束が実行できなかったと。こういった人も、払わん人が悪い、保険証を取り上げてもええというんですか。そこをちょっと市長答えてください。さっき言った証明が私はあるんかということをお求めておるが、何回聞いてもあいまいな答弁しかしない。

それで、ここのさっき言った私の1つの具体的な例ですよ。1万円確かに約束したんですよ。それが実行せんから、おまえが悪いんじゃと言えない生活実態があると。それは、さっき2つのアルバイトしたけれども、それが1つがアルバイトができなくなった、収入が減った、だから払えなかったんですよ。そういう人まで保険証を取り上げて、おまえが悪いんじゃと言えんんですかどうかということをお市長答えてください。

副議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（中沖 明君） 資格証の発行につきましては、議員さん言われるように49世帯ということでありまして、実態把握に努めているかどうかということでありましてけれども、下のほうに答弁でお答えさせていただいておりますように、短期証というふうな形で表現をしておりますが、これ以外にも保険証丸々を出すというのもございますけれども、短期証という部分が170世帯ということでございますので、そういうふうな意味で考えていただければ、今のいろんな事情でもう払えないとか、病院へ通院されるとかいうふうな形で、そういう世帯の方については、そういう話し合いとか、事情をいろいろお聞きする中で、通院とかに支障を来さないようにということをお対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私の質問に答えてないということは聞いていてわかると思うんですね。先ほどの方の例が、悪いから保険証を取り上げてもしようがないよという判断になるかどうかを聞いたわけですよ。だから、あなた方自信持ってその人が悪いんじゃという確信を持っとんなら、答弁でそう言やええんよね。そのかわり、それは厚労省の大臣と違う答弁したことになるんですよ。ですから、私は即刻ね、こういった資格証明書の発行ということについてはね、証明ができない人は全部出せと。先ほどのような約束したけれども、収入が減って実行できなかったという人にまで証明書を出しちゃいかんということ

をあえて私は言うておきたい。

それと、国民健康保険税が高いという原因として、私はやっぱり市だけの責任じゃないというのはわかりますよね。80年代に国保会計の医療費とかね、事務費とか、調整交付金とか、それをだんだんだんだん削減して、80年に国が国保会計への支出が5割近く国庫負担をしていたのが、2007年には25%に半分に減らしたんですよ。だから、どこの自治体も困るとるんよ、本当はね。困るとって、高く上げるところと、自治体によっては最大限頑張ろうじゃないかと負担を減らすところもあるわけですよ、実際には。だから、私はそういった、それは国への働きかけで国庫負担をふやしてくれというのを大前提にしながら、竹原市としても命を脅かすようなことはあってはならん。最大限ゼロにせえというのは、私はそこまでむちゃなことは言わんけれども、さっき均等割の2万円の1万円に半減するぐらいは、8,200万円、8,300万円あればできるんだから、今大変なときだから、そのぐらいはやっぱりしてもおかしくはないということをぜひ真剣に考えていただきたい。

ちょっと時間の関係もあるので、あと25分しかないので、次にちょっと移りたいと思います。

次は、市営住宅の入居管理についてですが、これもやっぱり市の運営管理が、北崎の市営住宅を老朽化したから移転させると、そういう事業だというのはわかるんですけども、だから、一般の入居の公募とは違いますよね。それで、先ほど私が相談を受けた人は、87歳なり91歳の御夫婦なんですよ。それで、確かに説明を受けて、向島の住宅のところに移る、それも抽せんで決まった、そういうことを言われる。それ自体は、ルール上は市のルールでやったんだというんですね。しかし、1戸あきがあって、そこが6畳、板の間も6畳、ちょっと広いところがあったわけですよ。ですから、ここはそういったお年寄りがやっぱり1階、2階で暮らすというたら物すごい負担になるわけですね。ですから、私が壇上で言ったんですよ。

ですから、ここでちょっと再質問というのは、こういったのはルールがあったとおりに決めたということで決定をして、入居者の方にまたもとの決まったところへしかかわれんよということを言っているわけですね。

それで、再質問になりますのは、さっき入居者の方、高齢者の御夫婦には市が説明して了解をいただいたということはちょっと私のニュアンスと違うんでね。了解というのは、納得、理解しましたということですよ。ですから、そういうこと了解なのかというこ

とを再質問として、市が説明に行って、高齢者の2人の人に理解と納得を得てということが了解の中身なんかということをも1点聞きたいのと、それから、市長に聞きたいのは、こういった事態なんかはね、市長まで決裁は行くんですかね、稟議書が行くんですかね。もし行ってなかったら、先ほどの実態を私は考慮できるはずだと。ルールで決めたんだけど、1つ空き家があって、今から広いところ建てと言うんじゃないに、空き家があるから、確かにそこを改装するいうたらお金がちょっと要るんでしょう。しかし、そういったお金が要るとしても、市の政策で移転してもらおうという移転事業、市としての都合で、もとおったところを移動してもらおうと、移転してもらおうということですから、私は一たん決まったとしても、高齢者の生活実態はね、87歳や91歳の方が1階、2階を繰り返して生活せえいうたら、階段でも落ちたらけがするというのが、私らの生活の案なんですよ。だから、その分は市長の決裁が行くんでね、こういったことは判断が不当にというんじゃないで、生活実態に配慮して、一たん抽せんで決まったか知らんけれども、その高齢者の思いを配慮して、この1階の別な空き家のところへ変更してもらおうということぐらい、私は違法でも何でもないと思うんですよね。担当者の方は説明したルールどおりやっとならんと。何かわしが法律犯したような言い方するけんね、それはやっぱり現場の担当者の声がしゃくし定規でね、抽せんで決まったことしかやらんからね、生活実態を反映できない硬直化したような行政対応をしておるわけよね。

だから、私がここで聞きたいのは、こういった内容の分の決裁がね、稟議書が市長まで行ってから、市長も判断してこういう入居を決定しとるんかということをもちょっと再確認を含めて聞いておきたい。

それからもう1つ、関連で保証人の件ですけれどもね、これもどうも私は合点いかないのは、一般公募なりで入居するときに保証人を2人つけるということはやっていますけれども、この保証人をつけるかどうかはいいか悪いかは別として、今のルールではつけるようになっている。その前提として、今度は一たん入っている人が、今度は市の政策で別のところにかわるわけですよ。前の保証人の人は確かに亡くなっておる人とか、死亡されたり、いろいろな事情が確かにあるでしょう。だから、そういう事情があるんかもわからんけれども、一たん入居した人はね、何でそのまま引き続いて別のところへ入居させないのかと、新たな保証人が必要なのかということもね、私はちょっと合点がいけないので、わかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の抽せんについてでございますが、こちらにつきましても、御質問の相談者というのは、第3希望者までの住戸は抽せんの結果、他の方が当選になりましたので、第1希望ではありませんでしたが、少なくとも御自身が希望された第4希望の住戸が当選となつたということでございます。

抽せんにつきましては、この間、地元説明会を2回とか、それから、移転先の視察を行いましていろいろ見ていただいております。それから、希望調書にいたしましても、第6希望までの希望をとっておるような状態で、重複した場合については、公平公正の観点から抽せんを行いまして、移転を決定しておるといふような状況でございます。

御質問の方につきましては、空き家があつて、どなたも希望されなかつた空き家なんですけど、抽せん後に他の住戸に当選された方からこの空き家への変更希望をされたということで、先ほど市長のほうからも答弁ありましたように、他の住宅への変更を認めることは公平性の観点から困難であつたといふような状況でございます。

それから、その後、相談者につきましては、直接自宅のほうに出向きまして、今回の変更希望の理由とかお聞きしております。通院とかの関係でどうしても病院の近くの向島住宅のほうがいいということでございます。現在、北崎住宅と同じような間取りの平屋の地蔵住宅とか、第2丸子山住宅等の紹介もさせてもらったんですが、どうしても通院の関係で向島がいい、便利なところがいいということで御理解をいただいております。その他家庭等の事情もあつたようなこともございますけど、今後におきましても、住宅に関して相談に応じて、今回の内容について一定の納得、理解をいただいたといふような状況でございます。

なお、この件につきましては、市長につきましては、移転計画につきましては、おおむねルール等の決定事項につきましては市長の決裁をいただいて、あと細かい内容につきましては担当課のほうで対応してございまして、今回こういう事件があつたということで市長には報告をいたしております。

それからもう1点、保証人についてでございますが、保証人につきましては、市の条例にございますように、一応2名連署で提出していただくといふようなことになっております。今回、北崎住宅から新たに向島住宅にかかわるといふことで、先ほど議員のほうからも御指摘ございましたように、亡くなつていふケースとかございまして、そういった形で一たん整理をするといふ意味で、引き続き同じ連帯保証人の方でもよろしいですし、連帯保

証人の方が2名が難しいようでしたら、いろんな事情をお聞きして対応させていただくというふうな説明をさせていただいております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 今課長答弁はね、相談者は了解したという中身を聞いたけれども、それはあなた違うよ。私は、あなたが言った後に私も聞いておるわけだから、そういういいかげんなことを言うちゃいけんよね。若い人は、その担当者の悩んだことは黙っておってね、もう1人の係長の人と言うたんだろうけれども、その87歳と91歳の人にはほんまに困るとるわけよね。だから、私はさっき言ったのは、説明会をやって、抽せんで決まったことを今言っとるんじゃない。一たん抽せんでルールどおり決まったけれども、しかし、1軒あいとった空き家があるわけじゃからね。だから、そういった空き家があるのに、市が移転政策で移動させるわけよね。だから、空き家があったら、その配慮の分は一般公募と違うわけだから。一般公募と違うわけだから、高齢者の分の生活実態は配慮したんかと私は2点目の質問したんですよ。そこ一つも答えとらんじゃない。で、市長まで上がとらんのですか、じゃあ。

だから、あえて質問しますよね。市長のところまでこの内容が伝わとらんのなら、私が今繰り返し壇上でもここでも言ったように、一たん抽せんでルールどおり決まった。しかし、1軒空き家があつて、一般公募と違ってね、市の移転政策でここに移動してください。それで抽せんで決まった。しかし、1戸空き家があったから、そこはちょっと広いわけよね。87歳と91歳の年寄りには1階、2階で上がったりできんからね、少しでも1階が広いところに住まわせてくれと。だから、それが私は生活実態を配慮した入居の最終的な決定だと。だから、抽せんで一たん決めとったか知らんが、空き家があつて、もう1つ高齢者の生活実態を反映したら、かえてあげてもおかしくないんじゃないですか。これが何で違法なんですか。だから、市長まで行とらんのなら、今ここで答えてください。それが違法だから、もう決まったとおりやるんだと、年寄りには我慢せえと、1階、2階上がっても、それはしょうがないという姿勢が私は冷たいと。10月に入るんだから今からでも間に合うわけですからね。今から再検討しても、私は、そんな松本むちゃ言うなど、一たん決まったことを覆すようなことやめえと言うてですかね。87歳や91歳の人だね、2階まで上がって生活せえと言ったら、それこそけがするのが目に見えとるよね。だから、そこはやっぱり生活実態に配慮してね、一たん決めたルールでも、空き家があるわ

けじゃけん。そこをちょっと改装する費用は要る。そこへ入らせてあげればいいじゃないですか。それで、あいたところは今度別の人の入居を募集すればいいじゃないですか。何でそれができんの。ルールどおりという、しゃくし定規にやっとするから生活実態も反映しとらん。私はそれはやっぱり改めるべきじゃないか。市長どうですか。

副議長（稲田雅士君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 先ほど説明させてもらったんですが、移転希望につきましては、基本的に第6希望まで希望をとっているわけです。ですから、本人にも十分現場も見ていただいて納得をした上で、皆さんと公平な中で抽せんを行って、抽せんの結果、変更をしたいということがあったんで、最初からそのあいているところに希望されとったら問題なかったんですが、抽せんの後でそういった形の変更の申し出があったんで、公平性の観点からちょっと変更は難しいというふうに説明をいたしております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） だから、抽せんどおり決まったんいうことは言ってるじゃないですか、最初から。一たん決まったけれども、高齢者の生活実態は先ほど挙げたとおりなんですよ。空き家もあるわけなんですよ。10月まで時間があるじゃないですか。一たん決まったところを変えてくれというのは変更なんだけれどもね、この変更の分には私は無理を言ってるんじゃない。年寄りの方がね、本人もようちゃったですよ。あと幾ばくかはわからんけれども、少しでも広いところがいいんだと。4畳半が6畳なんよ。だから、そこは決して私は広過ぎるとは思わんけれども、しかし、空き家があるから、4畳半のところではね、荷物も置いて、そこで2人が生活するのは無理だから、1階と2階の生活になるんよと、その本人が言うてんですよね。これを変えてくれ、少しでも6畳間の一間じゃったら助かるよという本人の切なる願いよね。これまでルールどおりだめだと、しゃくし定規にだめだと言うんであくまでも押し切るんですか。だから、市長に私は聞いとるわけよね。課長の説明はルールどおりやったんだというのは百も聞いとる。ルールどおりやった上でのこういった事態が市が移転する事業として起こると。これに対応せにやいけんわけ、現実は。だから、しゃくし定規に、決まったんだから文句言うなというようなやり方は私はいけないんじゃないんかと。だから、生活実態を市長に再質問でくどいようけど、これ聞いとくよ。ルールどおり決まった。しかし、その人は困って、別の空き家のところに入れてくれと変更を希望しとったわけ。これもやっぱり無理な願いなんか。市長、そのくらいは判断ができるでしょう。

副議長（稲田雅士君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 先ほど来、議員のほうから御指摘をいただいております。この相談者の方の高齢の御夫婦の生活実態ということにつきましては我々も一定には把握をさせていただいております。その上で事前に、これは市が行う老朽住宅の移転促進事業でございますので、そういった事業でありましても、これは一定のルールに基づいてやっていかななくてはならないというものでございます。そういった中で、我々としましては十分理解を得るよという意味で説明会をさせていただいたり、実際に移転をしていただく先の住宅を見ていただいたりというようなこともさせていただいております。そういった面で、十分かといえば、その辺が議員の指摘にあるような部分もあるかとは思いますが、これも、これ他の入居される方もいらっしゃいますので、そういったことも含めまして、一定には説明をさせていただく中で、ルールに基づいてさせていただくということで今のところはさせていただいております。その上で説明をさせていただいております。実際に訪問して説明をさせて理解をいただいたというふうに考えております。よろしく願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 市長、副市長もちょっと検討してもらいたいのはね。一たんルールどおり決まった。しかし、87歳、91歳の高齢者の願いはこうなんだということを私は伝えたんです。端的に言えば、それが生活実態を反映した行政運営かと、私はそれは間違いじゃないかと。ルールどおりやったとしても、高齢者が困ったたら、それが対応できる空き家があるわけだからね。まだ10月まで日にちがあるわけだから、そこはやっぱり丁寧に対応すること自体が私は間違いじゃないと。あえて指摘して、もう最後の質問になりますからね。あと6分しかないんか。ちょっと移りますけれども、最後の質問に移りますが、先ほどのことは十分考えていただきたいと。

それから、最後に質問したいのは、違法採石業者といますか、それにかかわる分ですけども、具体的な見通しがね、ちょっと聞きたいのは、例えばもう何年前だからね、私がくどいように聞きたいのは、例えば登録業が今あると。あとは最終計画の、これは市が許認可ありますよね。県が登録業としての許認可があるんでしょうけれども、じゃいつごろまでにこういう登録業の、私は登録業はあると思うとったんじゃが、ないというような答弁だから、ないなら、いつごろこういう採石業の許認可の得ると。あとは採取計画、防災計画も含めてありますから、第33条に基づく採取計画はいつごろまでに完了するん

かというめどをぴしっと見通しとして答えていただきたいということと、それから、再質問なんだけれども、私が6月議会に、その掘削土よね、区画整理とか、いろんなところに使ったんじゃないかということを質問しましたら、ちょっと別の答弁を繰り返されました。今回、質問した以降に経過です、事実確認は、もう掘削されているわけですから、関連業者の方にね、その削った土地は何に使ってどこに使ったのかと、その確認をやったりすべきじゃないかと思いますが、されているのかどうか。

それから、3つ目として区画整理、平成21年に沖元土建で46街区の整備事業をされています。ここの中にこの関連の業者、じゃけん、21年の新開土地区画整理事業の整備で何立米盛り土を使われて、どの業者から土を運んだのかということをやっと教えてください。

副議長（稲田雅士君） 建設課長。

建設課長（柏本浩明君） 最初の具体的な採石法にかかわる作業工程、具体的なものですが、一応今、県と市と原因者でお話しして、作業工程表が原因者より提出されております。採石法に登録していただくためには採石業務管理者の資格が必要でありますので、その願書を提出して、試験がこの10月8日にあります。もし試験が不合格になった場合には資格者を雇うというような約束もいただいております。ですから、直近で採石業の登録については23年の4月を予定されております。採石業登録後に採取認可になる予定でございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2点目。区画整理室長。

区画整理室長（山元立志君） 新開土地区画整理事業に掘削した土を使用したかどうかということですが、新開土地区画整理事業に使用した盛り土材につきましては、建設副産物の処分の減量と再資源として有効利用を促進するという観点から、広島県が建設発生土リサイクルプラント判断基準により適正と判断し、建設発生土処分一覧表に掲載された施設が製造した発生土を使用しております。

実際に使用した数量につきましては、平成21年度新開土地区画整理事業46街区につきましては、2,800立米です。

（「それで間に合うん」と呼ぶ者あり）

はい。業者名は、ちょっと数量についてはあれなんです、エス・エスから1,500立米ぐらいと、もう1個、トラストから1,300立米ぐらい取り入れております。

以上です。

(11番松本 進君「何を引き取りした。引き取りした分は一体どのようになっている」と呼ぶ)

副議長(稲田雅士君) 引き取りしたかという質問。

(11番松本 進君「引き取りしたというか、何であそこを掘削したのか……」と呼ぶ)

区画整理室長(山元立志君) このリサイクルプラントで掘削された土が搬入・再生されたことにつきましては、このプラントにはその他の工事及び民間工事の残土についても受け入れ再生可能となっておりますので、残土の搬入先については確認することは困難でありますので、よろしく願いいたします。

(11番松本 進君「採石現場を削っとるわけだから、削った分の土を本人さんに確認して、何のために削ったのか、ここへ運んだんかいう事情知っとるかいうて聞きよう。目的がないなら、ここに穴あける必要ないじゃないか。何のために使ったんかて、そこを聴取しとるんじゃないんか」と呼ぶ)

副議長(稲田雅士君) 建設課長。

建設課長(柏本浩明君) うちのほうで原因者に確認いたしておりますのは、防災工事をするために掘削したということは確認いたしております。

(11番松本 進君「何言っとるんや。そんなことおれは何も」と呼ぶ)

副議長(稲田雅士君) 15分間休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

[議長交代]

議長(小坂智徳君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、道法知江さんの登壇を許します。

2番(道法知江君) 平成22年9月、第3回定例議会一般質問を行いたいと思います。

公明党の道法知江です。どうぞよろしく願いいたします。

1、異常気象と猛暑対策、本市の取り組み。

気象庁の報告によると、ことしの夏は「30年に1回の異常気象」と報告されました。その上、地球温暖化が進んでいるため、今後は最高気温がどんどん更新されるような夏を近々経験する可能性があるとの指摘されました。異常気象による豪雨災害と熱中症被害が深刻です。本市におけるその対策をお聞きしたいと思います。

1、ゲリラ豪雨災害にどう対応するか。

JR呉線は、7月12日から大雨による災害のため、いまだに復旧されず、市民の生活に大きく影響が出ています。一部区間はバス代行が行われていますが、この猛暑に加え、呉線を利用される方にとって悲痛な声と、市の対応が遅いと怒りの声を聞きます。このことをどのように受けとめられていますか。また、どのような対策を検討されますか、お伺いいたします。

地球温暖化の影響などで、雨の降り方に変化が生じています。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、土砂災害の発生件数もふえています。気候変動による災害続発にどう対応し、住民の生命と財産をどのように守っていくのかをお伺いいたします。

2、温暖化抑制対策と熱中症対策。

7月中旬の梅雨明け以降、全国各地で厳しい暑さが続いています。ことし5月末から8月22日までの12週間で、熱中症状のため搬送された人が4万人を超えたことが8月24日、総務省消防庁のまとめでわかりました。戦後、観測史上初めての気温上昇で、こうした猛暑が原因となり、熱中症による被害が相次いでいます。熱中症が原因で亡くなった人が500人に迫るといふ調査もあります。連日、暑さで体調を崩し、救急車で運ばれる高齢者も大勢います。消防庁のまとめによれば、7月には全国で前年比3.4倍となる1万7,750人が熱中症で緊急搬送されました。8月も全国各地で猛暑日を記録し、8月16日から22日で9,259人が搬送されています。本市でも、熱中症で救急搬送された方がいらっしゃると思います。人数、年齢、症状、例年との比較、それに見る熱中症のメカニズムと対策をお聞きしたいと思います。

低所得者、生活保護世帯、高齢者の独居世帯、公営住宅にお住まいの方でクーラーのない生活実態把握、経済的理由でエアコンが買えないなど、その実態をお伺いいたします。

8月6日に気温35度以上の猛暑が全国921観測地点のうち179点、30度以上の真夏日も842地点となり、この夏最多を記録いたしました。連日の猛暑は西日本を中心

に、今なお続いており、過去113年間の中、史上最高となる高温を観測する地域が出ています。これまで想定し得なかった異常気象です。竹原地域気象観測所におけるこの夏の観測記録は例年と比べてどのような変化がありますか。

気候変動による想像を超える気象の変化に本市として温暖化対策のさらなる促進を考えなければならないと思います。緑のカーテンをされる家庭もふえています。公共の施設はもちろん、まちぐるみでさらに壁面緑化の取り組みを推し進めるべきだと思いますが、いかがお考えですか。たけはらの地球温暖化防止プロジェクト温暖化対策協議会は、この夏の猛暑対策を検討していただけるのでしょうか、お聞きいたします。

2、新たな福祉政策の必要性。

日本では今、新たな社会問題が顕在化しています。これまでの社会保障制度では想定しなかったリスクが起きています。次に述べる本市の福祉への取り組みについてお伺いいたします。

1、うつ病有病者やひきこもりの実態をどのように認識していますか。

2、大阪の2幼児放置死事件でも、住民と児童相談所や行政との連携のあり方が問われています。深刻化するDVや児童虐待における子供の安全確保優先の対応と安全確認の実態をお伺いいたします。

3、高齢者所在確認業務の実態と高齢者所在不明の事実がありますか。

3、女性や子供を守る取り組み、子育ての不安軽減。

次の5点についてお伺いいたします。

1、妊婦検診14回無料の継続。

2、女性特有のがん検診、クーポンの継続。

3、早期発見、早期対応が重要な発達障害、本市の現状と対策。

4、3つのワクチン（Hibワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）予防接種のための負担軽減。

5、放課後児童クラブ、6年生までにする本市独自の取り組み。

以上の点を御検討していただき、地方主権に向ける市長の明快なる御所見をお伺いいたします。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 道法議員の質問にお答えをいたします。

1点目については私が、2点目及び3点目については副市長がお答えをいたします。

ことしの夏は記録的な猛暑や局地的な豪雨など、異常気象による自然災害が全国的に多発しており、広島県内でも庄原市を初めとして多大な被害が発生したところであります。

本市におきましても、7月の豪雨災害に伴い、土砂の崩落などの被害が各所で発生したところでありますが、とりわけJR呉線におきましては、線路内への土砂の流入により、現在も一部区間で運転が見合わされている状況にあります。

JR呉線は、昭和10年の開通以来、地域における経済社会活動の基盤であり、市民、とりわけ学生の通学や社会人の通勤、高齢者の通院などの交通手段として、地域生活に重要な役割を果たしております。

こうした状況の中での7月12日からの大雨に伴う土砂流入災害による三原駅から広駅間の運転見合せは、市民生活への大きな影響が懸念されたため、市といたしまして、直ちにJR西日本から情報収集を行うとともに、早期の復旧について要望いたしました。

その後、7月20日から竹原駅から三原駅間は運転再開、竹原駅から安浦駅間は貸切バスによる代行運転が行われているところでありますが、7月28日、JR西日本広島支社長が、「復旧には数カ月かかるとの見通し」を発表されたことを受け、直ちに小坂議長とともにJR西日本広島支社長に対して、一日も早い復旧とバス代行運転の利便性の向上等を要望したところであります。

こうした中、JR西日本においては、新学期に合わせて9月1日からバス代行運転の便数をふやすなど、利便性の向上を図られたところであります。

また、先週9月8日には、JR西日本広島支社長から、11月上旬をめどに運転を再開できる見込みになったことも発表されました。

一方で、吉名駅の臨時バス停付近に駐輪場がないため、近隣の私有地への不法駐輪が多く見られるとの情報が寄せられたことから、地元の方々と対応について協議を行い、住民の方の御協力により、本市が臨時バス停付近の私有地を無償で借り受けて、草刈りや看板設置などの簡易な整備を行い、9月8日から臨時駐輪場として開設したところであります。

本市といたしましては、引き続きJR西日本に対し、一日でも早い運行再開を強く要望していくとともに、バス代行運転の利便性の向上等について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

近年の異常気象による集中豪雨については、その防災対策が強く求められているところ

であり、本市におきましても、自然災害からの被害防止に向けて、河川や用排水路の改修、老朽化した排水機の修繕などに取り組むとともに、県営事業である二級河川本川高潮対策事業や地方港湾竹原港・忠海港の海岸保全施設整備事業を推進しているところであります。

さらに、広島県と連携を図りながら、治水対策として仁賀ダム建設事業や土砂災害を防止するための砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などのハード事業を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく警戒区域や特別警戒区域の指定を拡大し、避難誘導を促すハザードマップを作成、配布するなど、総合的な防災対策を進めているところであり、引き続き災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に、温暖化抑制対策と熱中症対策についてであります。気象庁の統計によると、この夏、日本各地は連日猛暑に見舞われ、平均気温が平年を1.64度上回り、観測開始以来113年間で最も高く、30年に一度の異常気象と認定されました。

このような記録的な暑さの中、本市における熱中症の疑いが持たれる救急搬送者数は、7月から9月上旬までで例年の約2倍の19名となっております。その年齢区分は、18歳未満が2名、18歳以上65歳未満が6名、65歳以上が11名となっており、高齢者の搬送が多い状況であります。症状につきましては、重症者が3名、中等症者が13名、軽症者が3名となっております。

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症し、めまい、頭痛、大量の発汗、意識障害、けいれん等の症状があらわれます。熱中症の症状は一様ではなく、症状が重くなると、生命へ危険が及ぶこともありますので、熱中症について正しい知識を持って、暑さを避ける、服装を工夫する、小まめに水分を補給するなどの予防を心がけることが大切であると考えております。

生活保護世帯のエアコン等の所持につきましては、エアコンがある世帯の割合は48.5%で、エアコンはないが扇風機のある世帯の割合は50%、どちらもない世帯は2世帯でありました。世帯訪問やエアコン等の所持確認の中で、水分補給を行うなどにより、熱中症に気をつけるよう呼びかけを行っております。

低所得者世帯、高齢者の独居世帯及び市営住宅入居世帯につきましては、エアコン等の所持実態について把握をしておりません。なお、高齢者の独居世帯へは、民生委員に委嘱しているひとり暮らし老人巡回相談員の訪問時に水分補給の声かけなど、熱中症について

の注意喚起を行ってらっております。

次に、竹原市におけるこの夏の観測記録についてであります。広島地方気象台の気象観測所は、本市では忠海床浦に設置しております。本観測所では35度以上の猛暑日は観測されておきませんが、8月には30度以上の真夏日が28日、月平均気温が27.7度、最高気温の平均値は31.5度と、昭和54年の気温観測開始以来、最も高い値であり、過去3年間で比較しても、月平均気温で1.2度から1.8度も高い観測記録が出ております。こうした記録的猛暑は、9月に入っても衰えを見せておらず、残暑が厳しい見込みであるとの長期予報が発表されているところであります。

次に、竹原市環境基本計画重点プロジェクトである地球温暖化対策地域協議会につきましては、一人一人が取り組める地球温暖化対策の啓発及び実践を目指し、本年度末に協議会を結成する予定としております。9月3日に実施した設立準備会合において、参加者より、本年夏の猛暑を踏まえ、熱中症対策もあわせて啓発すべきとの御意見があり、その意見を踏まえ、啓発プログラムを作成することとしております。

また、本協議会において、グリーンカーテンの取り組みの普及についても提案があり、市内全域で取り組めるよう啓発プログラムを作成する予定であります。本市といたしましても、これらのプログラム作成の支援など、その他必要な施策について取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） それでは、私のほうから2点目、3点目について御答弁を申し上げます。

2点目の御質問についてであります。うつ病の生涯有病率は7.5%から18.5%とされ、特別な病気ではなく、だれでもかかり得る病気で、ストレス過多の現代社会において、うつ病の人は増加しているとされております。

うつ病は、はっきりとした症状があらわれず、病気だと気づきにくいことや精神科を受診することに対する抵抗感や治療しなくても自然に治る、あるいは治らないなどのうつに対する誤った認識などから、うつ病を経験した人の4人に3人は医療機関での治療を受けていない状況があります。うつ病は、薬物治療を中心に多くの効果的な治療方法があるため、早期発見・早期治療が肝要であるとされております。こうしたことから、広報や啓発パンフレットの配布等で、うつ病などの精神疾患について、正しい理解の促進が図られる

よう周知に努めているところであります。

また、広島県西部東保健所で行われている、うつ病等専門相談など、各種の相談機関の紹介や関係機関と連携した相談事業を実施し、当事者等の支援に努めております。

次に、ひきこもりの家庭につきましては、厚生労働省の調査によると推計で26万世帯あり、広島県は推計で6,680世帯とされています。ひきこもり期間が長期化する割合もふえてきており、不登校からひきこもりへと移行する場合があります。背景的には発達障害、精神疾患など持つ人が多いとされ、ひきこもりが長期化する中で、継続した支援体制がとれないことが課題とされております。

こうしたひきこもりの長期化を防ぐためには、できるだけ早期に当事者の来談・受診につながるよう、さまざまなサービスの周知を行うとともに、当事者及び家族に対する支援の継続実施が必要と考え、広島県西部東保健所で実施されている精神保健相談のひきこもり相談、ひきこもり家族教室、家族の集いなどの事業の紹介や、精神保健機関だけでなく、医療機関、教育機関、福祉機関などの専門機関の紹介や専門機関との連携による相談・訪問事業などを実施しております。

次に、DVや児童虐待における子供の安全確保優先の対応と安全確認の実態についての御質問ですが、保護者による児童虐待につきましては、子供健診や新生児訪問の機会を通して、あるいは保育・教育・医療機関で観察し、必要に応じて関係機関と家庭相談員が連携して対応しております。

また、地域や関係機関からの通告や相談、民生児童委員など子供にかかわる機関からの情報を得ることに努めております。児童虐待が疑われる場合は、その家庭に訪問し、保護者と面談することで虐待の有無やその背景等を把握し、今後どのような対応をするか判断しております。

関係機関等からの通告や相談を受けたときの対応につきましては、竹原市児童虐待対応マニュアルにより、通告等の受理後、緊急度の判定・調査を行い、必要であれば関係機関による個別ケース検討会議を開催し、支援に当たっての援助方針等、具体的な方法、時期、役割分担等を決定し、各機関による支援を行うこととしております。

通告や相談の内容により緊急対応を要する場合には、広島県子ども家庭センターと連携して立入調査や児童の一時保護を行うことや、配偶者の暴力に対しても関係機関と連携し、同伴家族も含め一時保護を行い、本人の希望により婦人保護施設に入所措置を行っております。また、必要であれば自立に向けた職業指導等を受けることができます。

今後におきましても、各関係機関との連携を密にするとともに、個々のケースに応じ、適正かつ迅速に対応するよう努めてまいります。

次に、高齢者所在確認業務につきましては、8月3日の時点で、竹原市内の住民基本台帳上の100歳以上の高齢者24名のリストにより、民生児童委員、ケアマネジャー、施設や病院職員に、家族以外の第三者による確認をさせていただき、24名全員の生存を確認いたしました。

また、戸籍につきましては、竹原市に本籍がある120歳以上の高齢者について調査したところ、戸籍上生存する方が142人いることが判明いたしました。そのうち141人は附票に住所の表示がなく、1人は附票に住所の表示があるものの、その住所地に問い合わせたところ住民登録がないとの回答でありました。移民等により外国に移住し、死亡届が提出されていないことなどが原因として考えられますが、該当する高齢者の消除については法務局と協議することとしております。

次に、3点目の御質問についてであります。妊婦健診の助成につきましては、助成事業の開始後、妊娠11週までの適切な時期に母子健康手帳の交付を受ける人の割合が増加しており、妊娠初期からの健診受診を促進することで、妊婦の健康管理につながっていると考えております。

今年度で3年間の国の補助事業が終了しますが、妊婦の健康管理の推進や経済的負担の軽減など事業の成果を勘案し、引き続き事業継続について検討してまいります。

次に、がん検診についての御質問であります。がんは発見されたときの大きさや深達度等によって治療後の生存率に差が生じることから、早期にがんを発見することが重要であると考えております。がん検診無料クーポン事業につきましては、受診率の上昇、がんの早期発見・治療に結びついているものであり、この成果を踏まえ、今後の事業継続を検討してまいります。

次に、発達障害についての御質問であります。平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、市及び市教育委員会は、発達障害の早期発見に十分に留意するとともに適切な支援を行うこととされております。

竹原市では、4・5カ月児健診、9・10カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診のほかに、2歳児健診を実施しております。健診では、身体発育や精神発達を確認していくとともに、病気の早期発見や育児不安の軽減を図るなど、子供を健やかに育てることを目的として実施しております。

その中で、発達障害児の早期発見・早期支援を目的に県で作成された乳幼児健診マニュアルを参考として、健診での問診項目を作成するほか、相談場面においても活用しているところであります。

また、健診場面だけでなく、育児相談においても、発達が気になった段階から支援・相談ができるよう、市が実施する療育相談事業への参加を進め、地域支援センター等のコーディネーターと一緒に集団・個別の遊びを通して支援を行っています。療育相談事業だけでなく、臨床心理士による発達検査・相談も行い、療育支援が必要な場合には、専門機関を紹介するなど、よりよい支援につなげているところでもあります。

また、身近な幼稚園、保育所、学校等において、一人一人の個別の対応を通じ、発達障害が疑われる子供の早期発見、早期対応に努めております。また、定期健診や就学時検診で発達障害の疑いが認められた児童の保護者に対しては、継続的な相談や助言を行うとともに、医療機関等の紹介などを行っています。

さらに、大学と連携し、保育士など子供にかかわる関係機関職員に対し、発達障害児や保護者に対応するための資質の向上研修事業を行い、適切な対応を図っているところでもあります。

次に、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種については、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において予防接種法の改正による定期予防接種化や費用負担のあり方についても検討が行われているところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、放課後児童クラブについての御質問であります。厚生労働省から平成19年10月に通知されている放課後児童クラブガイドライン及び児童福祉法第6条の2において、対象児童は小学校1年から3年に就学している児童と、健全育成上指導を要する4年生以上の児童も加えることができるとされています。

おおむね10歳未満とされるのは、子供は10歳前後までに遊び・生活面での自立が進むとされているもので、本市においても、4年生以上の受け入れについては、発達障害を含む障害児など必要と認められる児童について受け入れているものであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） それでは、再質問を行っていきます。

最初の異常気象、猛暑対策、本市の取り組みというところなんですけれども、7月12

日の大雨による土砂流入災害、これは本当に市民の皆様の足が途絶えたということと、そして異常なまでの高温という、この夏の暑さということで、本当に精神的にも肉体的にもめいつているということでございます。

まず、お聞きしたいんですけれども、JR西日本から情報収集を行うということでありましたけれども、いつ、だれが、どのような情報収集を行われたのか。自治体としての対応として、これは遅かったのか早かったのか。このことをまずお伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 御答弁申し上げます。

JR呉線の不通に係る情報収集の件でございますけれども、まず、14日から運転見合せでございますが、7月16日に企画政策課のほうで情報収集、連絡をとっております。相手方はJRの三原のほうでございます。そのときの連絡では、呉線の三原－呉間、広間の運転を14日から見合わせておって、復旧には1カ月程度かかるというような見込みであるということ連絡を受けております。その後、市長答弁でもございましたように、7月28日に支社長が、復旧には数カ月かかるという見通しを発表されたところでありまして、それを受けまして、議長とともに市長と支社長のほうに早期復旧をお願いしに行ったという状況でございます。

7月16日の聞き取りが早かったか遅かったかという御質問が次にございましたけれども、まずは人命といいますか、市民の安全という面から、7月14日、15日にかけては、建設産業部を中心に市内の公共部分の確認等行っておりまして、16日の連絡が遅かったのではないかとと言われると、そういう部分があるかもしれませんけれども、まずは住民の安全をということで16日の対応ということになっております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 率直にお伺いしたいと思いますけれども、市長は現場を見られたかどうか。早期の復旧について、JRのほうにいろいろ要望を出されたと思います。それによって7月28日にJR西日本の支社長のほうから、復旧には当初1カ月程度と言われていたところが、数カ月かかるとの見通しがあったと発表されました。新聞でも発表されておりましたけれども、これは市のほうには、何かJRのほうから連絡があったのか、なかったのか。現場に市長が行かれたとなると、いつ現場に確認に行かれたか、これをお聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） まず、2点ございましたけれども、市長が現場に行かれたかどうか、それから7月28日の支社長の発表前に市のほうに連絡があったかどうかということでございますが、2点目のまず7月28日の支社長の会見前に何か情報が入ったかどうかということでございますが、それについては、残念ながらJRのほうから連絡が入ってございません。

それから、市長が何度か現場見ていただいておりますけれども、いつ何どきということに関しましては、ちょっとこちらのほうでは把握できておりません。済みません。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 竹原市総合計画のところに、危機管理というところが書いてありました。「国民保護法及び国民保護計画に基づき、国・県等と連携し、市民の生命、身体と財産を保護するための対策を講じるとともに、危機管理体制の充実・強化を図ります。」というふうに書いてありました。こういうときこそ、いち早く迅速な行動というのが非常に大事ではないか。そのためにいろいろな研究とか防災対策というものがしかれているのではないかと思いますけれども、通常よりも異常なまでのこの暑さでした。高校生は夏休みでもクラブがあつて通っておりました。いつもの通常より1時間半も2時間も家を早く出ないといけないとかですね。高齢者の方々は病院にも行かれないといった、本当に悲痛の叫びを聞いております。それに対して、じゃあ即迅速に対応するかどうかというところをやはり市民の皆さん見ているのではないかなと思いますし、JRに対する対応とか、早期復旧についての再々にわたる要望をしっかりといただけているのかどうか。その辺が市民の声としてございましたので、再質問をさせていただきました。危機管理体制の充実強化をしっかりと図っていただきたいなというふうに思います。

今現実に、バス代行が便数をふやして行われていると。利便性の向上が図られたということですがけれども、この現状には何らの問題はないというふうに思われているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 現状、バス代行についての認識ということで御質問がございましたので答弁させていただきます。

JRが運休になる前のJR呉線では、JR竹原から安浦間を二十数分から30分程度で結んでおりましたけれども、現在の代行バスですと、バス自体が大体40分程度かかると

ということでございまして、その前後の乗り継ぎなどの時間を考慮しますと、全体として約1時間ぐらい、その竹原－安浦間を抜けるのにかかるというような状況でございまして、JR呉線をこれまで利用されている方々、住民の方々には大変な御不便をおかけしているという認識、大変重く受けとめております。

先ほど議員も御指摘のように、JR西日本としても若干ですけれども、代行バスのダイヤを改正していただきました。それから、積み残しがないように、複数台のバスで対応するなどの御努力も、これは採算面を度外視というか、採算が合わない中でもそういう努力は一定程度はしていただいておりますという認識でございます。市といたしましても、市長と議長さん行っていただいた後も電話連絡等を取り合って、早期復旧等をお願いしております。11月上旬という先日発表がございましたけれども、その運転再開予定が一日でも早くなるよう、また、バスの利便性が向上するよう、引き続きJR西日本に働きかけてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 重ねての確認です。12日に災害が起きたと。そして、28日にJR西日本のほうから数カ月かかると見通し。それを受けて、小坂議長とJR西日本支社長のほうに市長も行ってくださったということなんですけれども、いずれにしても、この期間ということは、本当に期間がどうだったのかということ、市民の方からの声を伺っております。一刻も早くということで、迅速な対応を、もし何かの災害が起きたときに、そのときの対応はどうだったのかということをお問われますので、ぜひその現場に訪れて、また御苦勞をおかけされている方々の思いもくみ取っていただきながら、対応をお願いしたいなと思っております。

それと、近年の異常気象ということに、集中豪雨の防災対策が強く求められていると思っておりますけれども、県営事業である2級河川の本川高潮対策や地方港湾の竹原港・忠海港海岸保全施設整備事業の推進、これを完成に向けて、さらに早く進める必要があると思っておりますが、このことについてお伺いしたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 建設課長。

建設課長（柏本浩明君） 県営事業の本川の高潮対策、これは現在、排水機が設置されておる途中でありまして、予定からいたしますと、供用開始については、25年供用開始ということでありますけれども、国のほうには予算の獲得について、引き続き要望をしてまいりたいと考えております。県営事業の高潮対策事業については、本年度でほぼ完了とい

うような予定になっております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） それと、土砂災害の防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域の指定を拡大というふうに書いてありますけれども、いつからの拡大というふうな解釈をさせていただいたらよろしいでしょうか。

それとハザードマップの作成ですけれども、発令基準とか、災害時の情報伝達体制とか、避難システムの対応マニュアルというものはハザードマップのほうに掲載されるものなのか。また、1時間当たり50ミリ以上の降水量ということが基準として治水整備にはありますけれども、果たしてこのままで50ミリの基準というのは、このままいくのか、また見直しを検討するものかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 2点質問ございますが、私のほうからはハザードマップについて御答弁申し上げます。

ハザードマップにつきましては、市のほうでは、平成17年度に高潮ハザードマップを作成いたしました。それから、平成20年度には洪水のハザードマップを作成いたしまして、それぞれ対象の世帯に配布をさせていただいております。また、市のホームページのほうにも公表をさせていただいているところでございます。

議員おっしゃられますように、最近、局地的な豪雨など、異常気象による自然災害が多発している状況でございます。広島県内でも庄原市初め多大な被害が発生しております。市内におきましても、特定の地域に大量の雨が降るといような異常な状況が出ております。

市では、そういった場合に、避難の基準と申しますか、そういったものは地域防災計画の中で一定の基準を定めておりますが、昨今の異常気象による状況下におきましては、こういった基準をもとに、高潮あるいは洪水等による災害事象の特性あるいは収集した情報を踏まえまして、その状況を見きわめながら適切に判断を下す必要があるというふうと考えております。

ハザードマップには、そういった避難経路等、または避難所の場所ですとか、そういった情報も掲げております。ただ、平成17年度、平成20年度に作成したものでございますので、近年に見られるようなゲリラ豪雨災害にどう対応するかというところは、ひとつ

課題であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 近年における異常降雨、異常気象、いろいろな言い方がありますが、そういった中で、我が国では土砂災害防止法というものが平成11年に策定されて、その時点で土砂災害防止法というのがどういうことかという、まずお話がございしますが、竹原市、本市においては、大変急峻な地形が多ゆうございます。そういった中で、急峻な地形の下にのり面の下に家があるとか、田んぼがあるとか、そういった守らなければならない施設というものがございます。そういった地域を土砂法に基づいた警戒区域あるいは特別警戒区域というような指定をしましょうと。そのためには、まずこの指定の一番大きな意義、目的は何かと申しますと、こういった大雨が降ったときに、土砂が崩壊する危険性のある地域ということを事前に地域住民に知らせる。したがって、多くの雨が降った場合には、まずは避難をしよう、避難場所をどこにしようといったようなハザードマップも同時に策定しようじゃないかというような活動をこのごろからやってまいりました。

それで、指定を拡大しとあるのは、今まで既に竹原市域、例えば、田万里町であるとか下野町、ここらあたりは既にもう指定が完了しております。現在は徐々に南下をしております、今、大石地区とか吉名あたりへこれから区域を拡大していこうということで、最終的にはもう少し時間がかかるかなという今状況であります。よろしくお願ひします。

議長（小坂智徳君） 1時間50ミリ以上の雨量のあの分ですね。このままあれするんですか、いいですか。2番。

2番（道法知江君） 1時間当たりの50ミリの降水量の基準、この見直しはどうか。

そして、先ほど副市長が言われました土砂災害の防止法が平成11年ということだったんですけれども、平成20年7月に竹原市防災会議からの見直しということで、災害対策基本法第42条の規定に基づき、急傾斜地域の崩落危険箇所、だっとホームページに載っていました。土石流とか土砂災害の浸水、高潮、こういったことの指定の拡大をされるのかというふうに私はお聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 時間雨量50ミリの基準ということですが、いわゆる国の災害対策基本法で指定をされております雨量は、時間雨量が20ミリ以上、それから24時間、

いわゆる1日継続時間雨量が80ミリ以上の場合には、国庫負担をしますよという災害指定ということになりますので、50ミリというのがちょっと私、存じ上げておりませんので、その旨御了解いただきたい。そして、急傾斜地域あるいは砂防指定区域、いろいろございます。これは、いわゆるがけ地ですね、がけ地に属している地域において、そのがけ地が大雨等によって崩壊した場合に影響があると思われる地域、ここらあたりについては、竹原市の防災計画の中に指定をし、さらにはそのがけ地を急傾斜事業、あるいは砂防ダム事業、こういった国の支援をいただく事業に採択をさせていただくためには、そういった急傾斜危険地域であるとか砂防指定区域とか、そういった指定をしなくてはならない。この指定に当たっては、住民との説明会の中で、その区域の設定あるいは制限行為、いろいろな制約もございますが、そこらあたりを住民協働の中で十分に御理解をいただいた上で指定をするということになっております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 済みません、50ミリというのは、治水整備の基準が50ミリというふうに思っていたんですけども、また勉強してみますので、済みません。

次に、熱中症のことなんですけれども、記録的な暑さでということで、竹原市も熱中症の疑いが持たれるという方の緊急搬送があったというふうに書かれておりました。例年の2倍の19名、年齢的にも区分も、そして非常に高齢者の搬送が多かったというふうなところが書いてあります。熱中症のメカニズムを個々にはいろいろ書いてくださっているんですけども、体内の調整機能が破綻するとか、その症状としてめまい、頭痛が起きるとか、そういったことを書いてあるんですが、どうも訪問していただいても、水分取るように、水分取るようにということぐらいしかお話がないと。そうじゃなくて、実際こういう高温多湿な環境下に置かれたら、室内であっても大いに熱中症が起きているんだということをごひ何か広報とかのものでお伝えしないといけないのではないかとこのように思います。暑さを避ける、服装を工夫する、小まめに水分を補給するというふうにありましたけれども、下のほうで、例えば、生活保護世帯、公営住宅、公営住宅の屋根を見ましたら、スレートの屋根で、室内は本当に35度以上の室内の温度だったというふうなことしの暑さで、その生活保護世帯のエアコンの所持については、このように世帯訪問をしていただいて、48.5%の割合の方が持っていらっしゃったと。エアコンがないけど、扇風機があるという方は50%いらっしゃった。どちらもない世帯で2世帯ありました。この2世帯の対応というんですかね、この方たちというのは、この暑い夏でも健康に快適に過ごさ

れたのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それと、生活保護世帯のエアコンなんですけれども、ここまでは調べていただいておりますので、乳幼児のいる世帯、エアコンは皆さん持っていらっしゃるのかどうか、そこら辺もお伺いしたいと思います。

市営住宅の入居世帯のいわゆるエアコンの所持の実態ですね。これを把握していないというふうな回答がありましたけれども、市営住宅にエアコンがついているかついていないかということは、大体訪問していただければわかるのではないかなと思いますが、これだけの異常の高温の中ですね、そういった実態把握はされなかったのかということ非常に懸念しております。高齢者の独居世帯に民生委員が、じゃあ、ひとり老人を巡回して相談している。この民生委員の方々も、実は民生委員推薦委員会なんですけれども、なかなか民生委員のなり手がいないという現実があったりして、民生委員の方ばかりにはお願いすることができないのではないかなというふうに思います。

この夏、原因はわかりませんが、公営住宅にお住まいの男性の方が1人亡くなられたと。部屋の中にずっと引きこもったままだったというふうに伺っております。また、独居の老人も1人お亡くなりになられているということも聞いております。何かこの熱中症との関連性があったのかどうかということ非常に心配しておりますので、その点について何点か質問させていただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） まず、生活保護世帯のエアコンも扇風機もない2世帯の対応についてということでございますが、調査をしまして、このエアコンも扇風機もないということで、今、扇風機、比較的安価で購入できますので、何とか扇風機を買ったらどうかということで、私どもも市内の電気店等を当たりましたが、いずれも完売状態ということであります。また、市内の電気店のほうからメーカーのほうにも問い合わせさせていただきましたが、完売状態と。こういったことで、この2世帯につきましては、扇風機も手に入らないと。こういった状況でありました。そういった意味で、1人は高齢世帯、もう1世帯は傷病世帯ということで熱中症等も危惧される世帯でございますので、ケースワーカーのほうで留意をしていく。もちろん、この2世帯につきましては、今議員の言われたように平屋でスレートでというような状況じゃなくて2階建ての建物で、何とかこの夏はしのいでいったと、こういったことでございますので、今後そういったことも含めて、この2世帯への対応も考えていきたいと、このように考えております。

それから、乳幼児の世帯はどのような状況かと、こういうことでありますが、生活保護世帯で乳幼児のおる世帯につきまして、扇風機、エアコンについて確認をしました。乳幼児世帯というのは、そういった意味でも熱中症についても危惧されるところがございますので、調査いたしました。エアコンがある世帯が1世帯、扇風機がある世帯が4世帯という状況になっておりました。そういったことで、その他の世帯も含めまして、熱中症等について、留意をするように呼びかけを行っておるところであります。

議長（小坂智徳君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 市営住宅におけるエアコンの状況ということでございましたけど、基本的にエアコンということになりますと、個人のプライバシーに係るということで調査はしておりませんが、先般、一応上市・大王住宅をちょっと歩いて調査させていただいて、室外機が設置してあるかどうか、外からちょっと見せてもらいました。おおむね70から80%設置をされております。それから、新しく建設された、平成11年、12年に建設しております丸子山市営住宅につきましては、1、2階見える範囲で確認したら、おおむね100%エアコンが設置されておりました。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 熱中症対策はまちづくりというんですかね、地域温暖化対策ということもあると思いますけれども、いずれにしても熱中症対策は救急医療の体制強化、対応を強化すると同時に、例えば、通報時の緊急レベルの判断というのは、先ほど申し上げたように、どういう状況のときにはすぐに連絡をしないといけないかということのマニュアルも必要ではないかなというふうに思います。ただ、水分、塩分、水分、塩分というだけではいけないのではないかなというふうに感じますし、公共施設などでの、例えば、熱中症注意情報といったような表示もする必要があるのではないかな。今後、道の駅等もできますので、来年に向けて熱中症注意情報というふうな形も表示していただければありがたいなと思います。希望者には電子メールなどの送信とか、そういった情報の提供を、充実を提案するのはどうかというふうに思います。メールでも携帯でも、今ごろありますけれども、とにかく情報をしっかり流していくということは必要ではないかなというふうに思います。

それと、生活保護世帯の、例えば、昔は加算制度があったというふうに伺っております。夏と冬にはおもち代という形で若干ではあるけれども、生活保護世帯に送られていた

ということを聞きますけれども、エアコンの購入費まで全部というふうに言うことはどうなのかと思いますが、最低限、本当に必要なところに必要な部分においては、何らかの対策というのが必要ではないかなというふうに感じます。憲法に保障する最低限度の文化的生活、生命の保障ということが生活保護世帯の方の条件でもあると思いますので、その辺は引き続き地球温暖化が考えられますが、生活保護世帯の中でも病弱な方とか高齢者の方、乳幼児の世帯がエアコン購入の何らかの手だてというか、支給も考えていかないといけないのではないかと。エアコンがあっても電気代を考えると使わないという方もいらっしゃると思いますが、必要なところに必要な予算というのは大事なんではないかなというふうに思いますので、検討をお願いしたいと思います。

それと、幼児は実は身長が低い分、大人より地面に非常に近いということで、高い温度にさらされるそうですので、ある調査では、通常気温が32度のときには、道路上にいる子供の身長の高さではかると、35度になっているということが起きたそうです。高齢者、障害者、子供たちの目線で周囲にも気配りをしていただければなというふうに思います。学校関係も、秋の運動会に向けて練習しているところもありますけれども、そういった子供の目線で体感する温度はどうかということも踏まえて、熱中症対策を今後検討していただければなというふうに思いました。

緑のカーテンも各家庭でそれぞれ推進されておりますけれども、地球温暖化対策協議会では、しっかりとその辺を協議していただきながら、熱中症対策ということで、緑のカーテンの取り組みなどをぜひ啓発していただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、広島地方気象観測所が忠海床浦に、海岸のほうに設置されておりますので、本観測所として35度以上はないというふうには書いてありますけれども、体感的には皆さん感じられたように、35度、それ以上を感じられたところが非常に多かったのではないかなというふうに思います。真剣に熱中症対策、温暖化対策とともに検討をお願いしたいと思います。

次に、だれでもかかり得るうつ病のことなんですけれども、御答弁でも、だれでもかかるという病気なんだというふうに御答弁いただいております。だれでもかかる病気だということであるならば、もう少しですね、じゃあうつ病というのはどういうものなのかという研究がなされるべきではないかなというふうに感じます。うつ病とひきこもりと合わせてになるかとは思いますが、うつ病を経験した人の4人に3人は医療機関での治療

を受けていない現状もあるということの答弁をいただいております。自殺者も3万人を超えて、その原因のトップが健康被害、健康問題、うつ病だというふうにも伺っております。うつ病という、だれでもかかり得る病気だというふうに認識されているそうですが、うつ病の傾向と対策と申しますか、社会全体の支援体制というの今求められているというふうに感じます。

うつ病になりやすい年齢とか、従来のうつ病と新型の、いわゆる新型であると言われていたうつ病との違いというのがありますけれども、その辺の認識は執行部としておありになるかどうか、確認をさせていただきたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） うつ病について、どう認識かというふうな御質問だと思いますが、うつ病については、そもそも気分障害の一種で、幾つかの種類に分類され、1つのタイプだけではないというふうな前提に立ちまして、今回、議員おっしゃられた新しいタイプのうつ病ということにつきましては、今回、初めて接するような理念でございまして、これも含めまして、うつ病というものにつきまして、今後、いわゆる健康対策という形でかかわっていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） うつ病は今言われたように、従来型のうつ病というのは非常にそれほどふえているわけではないということで、従来のうつ病型は割とどちらかという、まじめな方だったり、仕事も本当に休まないでというような方が、そういったケースが多いということだったらしいですけれども、最近の診断では、逆に休養を求める方が多いそうですね。従来は仕事熱心でまじめで、秩序を重んじるような方、そういった性格の人が多かったと。医師の診断書を書いて休まないというような方が多かった。それは職場の皆さんに迷惑がかかるからという方が多かったということなんですが、最近の例でいうと、割と積極的に医療機関を自分からみずから訪れて、みずからの症状を訴えると。職場においてもみずからの症状を訴える、本人が診断書の作成も求める、休養を求めるケースが多い。しかし、勤務中はうつ状態だけれども、アフターファイブになると元気を取り戻すと。そういった気分障害というのも見受けられるということがあるそうです。

そうすると、従来型といわゆる新型では対応とか治療法が全く異なるということらしいです。治療法は、従来型は本当は休むことが第一の原則ですけれども、新型はそれだけでは治らないと。しかし、現代病と言われている新型が非常にふえてきている。気分障害が

非常にふえてきているということが実態としてあります。カウンセリングとか、休養と薬物療法、認知行動療法とか精神療法とか、そういうものを三本柱であわせて、そうしないと治らないということがあるそうですので、ぜひ市役所の職員も何百人もいらっしゃるところですので、うつ病で、もしくはうつ病になりつつある、うつ病だけど人には言えないような方もいらっしゃったり、私の周りでもそういう方もいらっしゃいます。じゃあ治療に伺おうと思うと、この答弁書に書いてあるように、広島県西部東保健所で行われている。さらにひきこもりになると、やはり同じように広島県西部東保健所で実施されている。こういうことなんですよ、現実的には。だから、竹原でうつ病対策とかひきこもり対策をどうやって真剣に受けとめてくださっているのかと。まず、もしかしたらうつ病かもしれない、うちの子はひきこもりではと感じたときに、竹原のどこに相談をさせていただいたらいいかわからないという声がございます。もう少し明確にうつ病対策もこれからの新しい福祉という意味で研究する必要があると思いますし、避けて通れないことではないかなというふうに思います。

さまざまなサービスと周知を行います、あそこに行ってください、ここに行かれたら何とかかわかると思います。そういったことだけではなく、実際にまず入り口はどこなのかということを明確にさせていただかないといけないと思いますけれども、今ひきこもりとうつ病のことで悩んでいたときに、竹原市のどこに行ったらいいんでしょうか。

議長（小坂智徳君） この際、会議時間を延長しておきます。

市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 竹原市の窓口はどこかという御質問でございしますが、市民健康課のいわゆる健康対策係、保健センターのほうにあります。こちらのほうで、その窓口として一定の保健師がそれぞれ相談等当たっております。とりあえずはこちらが窓口という形で、いわゆる専門的な調査等が必要であれば、先ほどこちらの御答弁のほうで申し上げておりますような県保健所等にもその相談窓口を紹介するというふうな形で、とりあえずは市の窓口としては健康対策係になろうかと思います。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 健康対策係に行くと、専門家の方もいらっしゃって、指示していただけるというふうに認識してもよろしいでしょうか。

議長（小坂智徳君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 専門家といいますか、いわゆる一定に保健師の資格を持つ

た職員が対応に当たらせていただいております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） ずっと継続して同じような内容になるかと思っておりますので、次に行きたいと思っております。

DVの虐待とか、子供の安全確保優先の対応と安全確認の実態のことなんですけれども、答弁をいただいている6ページのところなんですけど、「子供健診や新生児訪問の機会を通して」というふうに書いてあります。子供の健診というのは、これはどういった方がされているのか、どういう内容なのか。例えば、こんにちは赤ちゃん事業で生後4カ月、全家庭訪問をしてということにはされていると思っておりますけれども、このときに母親の状況というものもそこで把握されるんだというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（小坂智徳君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 健診等による確認のことについてですが、竹原市で4・5カ月健診、9・10カ月健診、1歳6カ月健診、3歳児健診等行っております。そのときの健診のときに確認をするというふうに考えております。

以上です。

議長（小坂智徳君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 先ほどの御答弁の補足になろうかと思っておりますが、御質問の精神発達精密検査、いわゆる子供の相談でございますが、これは市が実施する幼児健康診査において、先ほど子ども福祉室長のほうが御答弁しました、医療相談、指導を受けるわけですが、ここの中には臨床心理士さん、これは資格を持った方ですが、こうした方が相談員さんとして一緒に対応していただいております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 健診の確認なんですけれども、2歳児健診は行ってないんですか。

議長（小坂智徳君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 2歳児健診につきましては、歯科のみを行っております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 答弁の7枚目に、竹原市では4カ月・5カ月健診、9カ月・10カ月、1歳6カ月健診、これ歯科健診ということですか。「3歳児健診のほかに2歳児健診

を実施しております」というふうに書いてあるんですけど。歯科健診ですか。

議長（小坂智徳君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 歯科も含めてということをお願いします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） はい、わかりました。ありがとうございます。

いずれにしても大阪の事件とか、広島県では福山でも事件、2歳の子がということがありました。母親が望まない妊娠とか、育児不安、また養育能力の低下とか、そういったことが問題になっている。また育児不安の孤立化、いわゆる育児不安の解消とか、児童虐待に対する安全確認の対応というのは、やはりどうしても必要になるのではないかなというふうに思います。

なぜネグレクトが起きるのか、育児放棄が起きるのか、その心理的虐待ですね、そういったものもこれからはしっかりと調べていただかないといけないかなと思います。外的にはきずはないんだけど、実は身体的、心理的に虐待が行われているということも事実あります。体重をはかったら、体重はやせていないと。何でやせていないかということ、お菓子を与えていると。お菓子を与えているので、栄養が何とか行き届いているみたいということで、体重は減っていないというような。外側にきずはない、外傷がないということも実際にあり得ることですので、想定内として育児不安の解消をどのようにするか、安全確認の対応を行っていただければなと思います。

それと、高齢者所在の確認については御答弁いただきました。本市としては、一応本籍があるということと、実在するかどうかという問題はまた別なんだというふうに考えますが、法務局と協議するというふうに書いてありますけれども、市町村は住民登録を職権で削除できるということを聞いておりますので、きちっと整理をお願いしたいと思います。そうすることが市と住民の距離を近づけていくということではないかなというふうに思いますので、住民は最も重要な構成員でもありますので、一人一人の顔が見えるように取り組みをお願いしたいと思います。住民票だけを総計として把握するのではなく、訪問して相手がいらっしやっつたと、そういうことで確認作業もお願いしたいなというふうに思います。

最後に、3点の質問をさせていただきました。女性や子供を守る取り組み、子育ての不安軽減というところで、妊婦健診の助成についてと、そして乳がん、子宮頸がんのがん検診の無料クーポン事業について、もう一度確認をさせていただきたいと思いますけれど

も、これはこの2点とも事業の継続をしていただけるかどうかです。お願いいたします。

議長（小坂智徳君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） これにつきましては、国の動向もあわせて、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） ぜひよろしくをお願いいたします。

それと、発達障害なんですけれども、先ほどのひきこもりやうつ病にも関連することなんです。発達障害の就学前健診の5歳児の健診をぜひこれは要望しております、お母さん方の声として。なぜ5歳児健診が有効かという、早期の適切な段階が5歳だというふうに聞いております。就学前の5歳ごろに発見の可能性が非常に高くなるということを伺っておりますので、ぜひ5歳児健診を入れていただければ。3歳児までの乳幼児の健診だけでは全くわかりません。発達障害になる子供さんというのは、保護者が気づく場合と、学校とかそういった集団で気づく場合というのがございますので、いち早く発達障害に気づいていただくためには、できれば5歳児健診を導入していただいて、その健診には医師初め看護師さんや心理士、保育士、幼稚園などのそういったスタッフ全員が身体測定や問診や集団行動の観察をしながら、小児発達の診察をぜひしていただいて、子供たちの発育状況をチェックしていただきたいなと思います。この5歳児健診が軽度の発達障害の発見に効果があるということでございますので、早期発見につながるように、発達障害を5歳児でやっていただけないかなというふうに思います。

前回の質問をさせていただいた、これ特別支援なんですけれども、教育委員会のほうの御答弁にありました。障害のある子供の増加傾向の有無にかかわる竹原市内の状況についてお答えをさせていただいておりますが、例年実施されている特別支援教育相談委員会で審議される児童・生徒、すなわち何らかの障害があると考えられるために、学校生活や学習の支援の方法を検討される児童・生徒は、平成18年度には32名でしたが、平成22年度には52名となり、60%増加している。このうち特別支援学級に在籍することになったのは、平成18年度は17名でしたけれども、22年度は28名になった。学級数もふえて、18年度では9学級でしたけれども、22年度では16学級となっている。これは特別支援学級ではございますけれども、少しでも早く発達障害の見分けというものをぜひ行っただけいただければというふうに思います。

障害の「害」も、この「害」じゃなくて、平仮名の「がい」を書いていただいて、これ

から制定していただければありがたいなというふうに思います。これは私の感じなんですけれども、お願いいたします。

それと、発達障害児の専門機関というのが、非常にこれもまた東広島とかに行って半年待ちよというふうな診断があるということもありますので、取り組みだけでも5歳児健診を何とかスタートしていただければなというふうに感じます。

あと、もう時間がありません。あとH i b ワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンについては、これも国の動向というふうに言われますけれども、当市的なことということになると、本当に健康で安心して竹原市に住んでいただくためには、こういったワクチンの効果をしっかりと認識していただきながら進めていかなければいけないというふうに思います。地方主権の時代だからこそ、ワクチンの有効性はもう既に国内外でも確認済みでございます。ほかの県でも既に進んでいるという子宮頸がんワクチンもありますので、この研究をぜひ進んでいただけないかどうかの1点と、4月に医師会からの要望もワクチンの要望が検討されているというふうに思います。それ進んでいるかどうかというのを2点お伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 答弁願います。市民生活部長。

市民生活部長（中沖 明君） それでは、子宮頸がんワクチンにつきましては、議員さんも御承知のように厚生労働省のほうにおいて、来年度の予算の中に、概算要求の中に入れておりますよというふうなことで報道をされていると思います。全体的に子宮頸がんワクチンについては、そういう方向に行くであろうというふうに思いますし、そういう意味も含めまして、市においては、そこらの国の動向等を注視して市としても検討を進めていくということの答弁でございます。

また、4月に医師会のほうから御要望がありました、今議員さんも質問の中で述べられておりますH i b ワクチンとか肺炎球菌ワクチン、それから子宮頸がんワクチンということでしたが、それらも含めて今現在検討しているということでございますので、御了承をいただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 医師会から4月にとのことですので、もう半年が過ぎています。助かる命も助からなくなってしまうことのないように、早急に手を打っていただければなというふうに思います。

あと、放課後児童クラブについてなんですけども、これもし4年生以上の方ということ

であれば、障害児とか発達障害を含む障害児というふうに認められる児童に対して受け入れるというんですが、確認だけで結構なんですけど、どなたが認められるものですか。

議長（小坂智徳君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 認めますのは、市長のほうが認めるというふうになっております。障害児につきましては、障害手帳、発達障害児の方につきましては、医師の診断書等々によって確認するようにしております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） いろいろ社会構造の変化の中で、本当に配慮が必要な子供と家庭というのが、本当によく感じます。これに対する支援とか、子供の成長は待ってくれないので、大人が手をこまねいている間に、小さな命や子供たちの夢が奪われる現実には速やかに対応していかなければならないというふうに感じます。今後も子供の幸せを第一に考えるという視点に立って市政運営をしていただければなというふうに思います。

以上です。

議長（小坂智徳君） 以上をもって道法知江さんの一般質問を終結いたします。

明9月15日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後4時10分 散会